

平成20年塩尻市議会9月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成20年9月17日(水) 午前10時00分

場 所 第一委員会室

審査事項

議案第 1号 平成19年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費6目企画費のうち(仮称)市民交流センター開設計画推進事業及び14目人権推進費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費3目保健対策費のうち高齢者生きがいづくり事業、6目公害対策費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、財産に対する調書

議案第 2号 平成19年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 4号 平成19年度塩尻市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 9号 平成19年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第22号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳入全般、歳出2款総務費、3款民生費中1項社会福祉費10目後期高齢者医療運営費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費を除く)9款消防費、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正

議案第23号 平成20年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第25号 平成20年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算(第1号)

請願平成20年6月第2号 憲法で保障された国民の生存権を守り、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願

陳情平成20年3月第3号 保険業法から共済制度の適用除外を求める陳情

出席委員

委員長	中原 巳年男 君	副委員長	今井 英雄 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	金田 興一 君
委員	鈴木 明子 君	委員	塩原 政治 君
委員	永田 公由 君	委員	中原 輝明 君

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

局長 神戸 保 君

庶務係主事 大村 一 君

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。それでは、きのうに引き続きまして、定例会の総務環境委員会の審査を始めます。その前に、本日の日程について副委員長の方から説明があります。

副委員長 おはようございます。きょうは、審査が終わりましたあと、協議会がありますので、また、よろしく願いたいと思います。以上です。

議案第1号 平成19年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費6目企画費のうち(仮称)市民交流センター開設計画推進事業及び14目人権推進費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費3目保健対策費のうち高齢者生きがいづくり事業、6目公害対策費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、財産に対する調書

委員長 それでは、総務環境委員会に付託されました市民環境事業部関係の審査を行います。まず、議案第1号、平成19年度塩尻市一般会計決算についてお願いいたします。

くらしの相談室長 それでは2款総務費中、1項総務管理費、10目生活支援対策費をお願いいたします。決算書108、109ページになります。また、決算説明資料につきましては、36ページになりますのでお願いいたします。

1つ目の白丸、消費生活対策費14万8,773円。主なものにつきましては、一番下の黒ポツになります。消費者団体補助金、消費者の会の補助金9万円になります。

2つ目の白丸、生活支援活動費729万3,011円ですが、上から1つ、2つ目の黒ポツ、シチズンサポーター報酬並びに社会保険料2名分になります。534万1,120円。また、上から4番目の黒ポツ、法律・特設合同相談員謝礼ということで、弁護士の法律相談が31回、99万2,000円。また、合同相談、特設相談がありまして、弁護士5万円かける2人。行政相談員が1万円ずつ3人になっております。

下から3つ目の黒ポツ、郵便料ですが、外国語の情報誌グローバルの発行に係わる郵便料になります。

下から2つ目の黒ポツ、自動車借上料につきましては、法律相談に伴います弁護士のお帰りになるときのタクシー代6万5,820円になりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

市民課長 118、119ページをお願いしたいと思います。決算説明資料37ページになりますのでお願いしたいと思います。説明につきましては、金額はそこに書いてございますので、省略をさせていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

3項戸籍住民基本台帳費でございますけれども、119ページの一番下、白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費、次のページを御覧いただきたいと思いますが、黒丸の上から7番目、口座振替等手数料につきましては、これは、戸籍だとか住民票の交付手数料の納付を銀行まで持っていったわけですが、その取扱手数料となっております。平成18年までは、会計課で支払っておりましたものを平成19年度からは市民課で支払ったものであります。

1つ飛んでいただいて、黒ボツの戸籍電算化事業委託料でございますけれども、これにつきましては、平成17年度から取り組んでおりまして、平成18年10月14日に本格稼働いたしました戸籍電算化事業における事業費1億9,990万円を5年間の債務負担を組んで実施をしてきたわけですが、平成19年度の負担額と保守委託料でございます。

その下の住民表示システムの業務委託でございますけれども、これにつきましては、大門地区において昭和40年から住居表示が行われておりますけれども、その台帳の整備等がされておらず、現況と台帳との狂いがだいぶありまして、転入手続等にだいぶ時間がかかっておりましたが、台帳をデータベース化して、あわせて、全市の行政区と区の境を明記した台帳を作成したものでございます。それに伴いまして、転入手続の時間がかなり短縮されてきておりますのでお願いしたいと思います。

健康づくり課長 150ページ、151ページをお願いします。民生費中、7項樋川保健福祉センターの管理費でございます。これにつきましては、センターの管理維持諸経費をお願いしてございます。利用団体等につきましては、13団体等で利用させていただいています。主なものについては、学童保育でありますとか、共同作業所、配食サービス等にも使っておりますし、平成19年度につきましては、社協事務室としても利用しておりました。以上でございます。

市民課長 次のページをお願いしたいと思います。8目老人医療事務費でございますけれども、一番上の白丸の次の黒丸、嘱託員報酬の2人分でございますが、これにつきましては、医療事務資格者を雇用いたしまして、医療費の適正化のためにレセプト点検を実施したものでございます。見直されたレセプト件数であります、1,855件、金額で1,725万円余の返納がございました。

それから、白丸の後期高齢者の上の黒丸2つ目ですけれども、電算化共同処理委託料でございますけれども、これにつきましては、資格確認だとか、高額療養費の処理、あるいは、異動処理、データ資料作成等、国保連へ委託をしたものでございます。

次の白丸、後期高齢者医療事務諸経費でございますけれども、上から2つ目の黒ボツ、特別旅費でございますが、これは長野県後期高齢者医療広域連合へ1名の職員を派遣しておりますので、その特別旅費でございます。

それから、2つ飛んでいただきまして、一番最後の後期高齢者医療広域連合負担金でございますけれども、これにつきましては、広域連合の運営経費ということで、総額5億3,046万円を県下81市町村で、均等割10パーセント、全人口割45パーセント、後期高齢者人口割45パーセントで算出したものの本市の負担部分でございます。主な費用につきましては、電算の各システムの構築費ですとか、派遣職員の給料、あるいは、農業共済会館の借上料、施設等の整備、修理費、改善費ということであります。

9目国民健康保険総務費でございますけれども、一番上の嘱託職員報酬1名分でございます。これにつきましては、国保の収納の関係で1名お願いしてございますし、また、あわせて、国保特会でも1名お願いして、現在、収納課で2名、徴収事務を行っていただいているものでございます。

白丸の一番下、社会福祉事業繰出金でございますけれども、これの一番上の黒ボツ、老人保健事業特別会計繰出金でございますが、これにつきましては、老人保険医療の給付費や高額療養費の公費負担に伴う市の負担分でございます。公費負担につきましては、国が12分の4、県と市がそれぞれ12分の1ということで、全体の50パーセントを負担しているものでございます。

次のページをお願いしたいと思います。次のページの黒ボツ、国民健康保険事業特別会計繰出金がございますけれども

も、その下の保険基盤安定繰出金からはじまりまして、一番下から2つ目、財政安定化支援事業繰出金につきましては、法定内の繰出金として繰り出したものでございます。これについての歳入については、地方交付税の措置がされているものでございます。

一番下のその他一般会計繰出金でございますけれども、法定外の繰出金として372万円を健康増進事業の諸経費として使用しておりますし、残り9,000万円を国保財政健全化計画に基づきまして、一般財源から繰り出しをさせていただいているものでありますのでお願いしたいと思います。

それでは、172ページ、173ページをお願いしたいと思います。4項国民年金事務費でございますけれども、これにつきましては、国民年金につきましては、国の直接事務として実施しておりますけれども、市が法定受託事務として、年金の加入脱退、年金の相談、年金の申請等を行うとき、その事務処理に係わる経費でございます。

その白丸の3つ目、国民年金事務諸経費の中の消耗品費につきましては、しなの国民年金を年4回、全戸配布いたしまして、年金のPR活動に務めているものでございますので、お願いしたいと思います。

健康づくり課長 次のページ、174ページ、175ページをお願いします。衛生費、保健衛生総務費でございます。決算説明資料は45ページからになりますのでお願いいたします。

白丸の保健衛生事務諸経費でございますけれども、真ん中より下の辺に在宅当番医制事業委託料がございます。これは、休日の医療を確保するためにお医者さんをお願いしているものでございます。土日、祝日等をお願いしています。125日でございます。

その下、在宅歯科当番医制事業委託料、これについては、歯医者との関係ですけれども、月2回、第2、第4日曜、年未年始等をお願いしてございます。

その下の当番薬局制事業委託料でございますけれども、薬屋さんの関係でございますけれども、日曜、祝祭日、年未年始等、72日お願いしているものでございます。

4つばかり下がりがまして、木曽広域連合負担金でございますけれども、一次救急でございます。檜川地区の平日、夜間等の救急に関するお医者さんの確保のために支出しているものでございます。

次、176ページ、177ページをお願いいたします。一番上の病院群輪番制事業負担金でございますけれども、松本医療圏の二次救急の医療の確保のために支出しているものでございます。利用者割30パーセント、人口割70パーセントということでお願いしているものでございます。

3つばかり下がりがまして、保健衛生繰出金でございますけれども、両小野国保病院組合繰出金でございます。5,676万円余でございますけれども、ルール分につきましては、特別交付税分相当分ということで、2,045万円をお願いしてございます。平成19年度、赤字が7,200万円ほどありまして、辰野町と塩尻市で半分ずつということで、3,631万3,000円ということで支出してございまして、5,676万円余ということでございます。この件につきましては、議員さんたちに大変御心配をいただいている件でございまして、本会議の質問とか全協等で報告させていただいたり、御答弁申し上げているところでございます。この赤字に対して経営研究委員会というのを平成19年11月に設置いたしまして、9回ほどの委員会を開催させていただきました。この間におきましては、地元振興会の皆さん方が、医療講演会をやったり、病院の現状説明会等、あるいは、意見交換会等を行いまして、病院の状況について、いろいろ説明したり、御意見をいただいているところでございます。この委員会、研究委員会でございますけれども、7月に答申ということで、正副管理者に答申意見書を提出いたしました。この全協で報告いたしましたけれども、

住民にとりましては、病院を存続する声が強いというけれども、平成18年、平成19年の赤字が大幅であること、あるいは、医療制度が、今の現状で続く限り赤字の解消が望めないということをごさいますて、提言の中では、入院のできる有床の診療所への転換でありますとか、救急医療、時間外診療の廃止はやむを得ないというようなこと、あるいは、近隣病院との連携を図ってほしい、病院内部の経営改善を図ってほしいというような提言がなされました。これを受けまして、管理者、副管理者等さらに検討を重ねまして、さらに検討していい病院にしていきたいというようなことをごさいますので、よろしくお願ひします。

その下、国民健康保険榎川診療所事業特別会計繰出金でございすが、2,129万円余でございすがけれども、これについては、収入と支出の差額ということで支出していただきました。平成18年度につきましては、2,000万7,977円ということで、128万円余、繰出金がふえておりますけれども、これの主な理由としましては、国保の運営施設整備交付金というものが126万円余減ったというようなことをごさいますて、内容的には、平成18年度と平成19年度は、その分が不足した分を補填させていただいたということをごさいますのでよろしくお願ひいたします。

その下の天使のゆりかご支援事業でございすがけれども、不妊治療の補助金でございすが。これについては、48の方に補助をしてございまして697万円余でございすが。これにつきましては、平成17年から制度がございまして、今までに168人あまり支出してございまして、今までに出産された方が56人で、出生された方、産まれた子どもですね、それが67人ということで、平成20年3月現在でございすが、そのようなことをごさいます。

その下の予防対策事務諸経費でございすがけれども、これにつきましては、予防接種法に基づくものでございすが。乳幼児の接種でありますとか、ポリオ、三種混合、日本脳炎、二種混合、麻疹、それから高齢者のインフルエンザ等をやってございすが。

3つ下がりまして消耗品でございすがけれども、2,282万円ほどございすがけれども、これにつきましては、今言いましたもののワクチン代でございすが。

3つばかり下がりまして個別接種医師委託料でございすが、3,600万円ほどございすが。これについては、お医者様に個別接種をしていただいた委託料でございすが。

次に、感染症予防対策費でございすがけれども、これにつきましては、結核の健康診断等に要した経費でございまして451万1,000円。これについては、下から3番目でございすがけれども結核の間接撮影等の経費でございすが。

次のページをお願ひいたします。178ページ、179ページでございすが。真ん中辺りに保健対策事業がございすが。これについては、市民の健康を守るということで、早期発見、早期治療という目的の中でやっている事業でございすが。

真ん中よりちょっと下へ下がりまして、保健対策事業委託料でございすがけれども、全部で1億3,600万円ほどでございすが。その中の事業の1つとしまして、市民基本健康診査でございすが。これにつきましては、集団でやっているのと個別でお医者さんへ行ってという事業がございまして、平成19年度につきましては、9,664の方に受診をしていただきました。

2つ目でございすがけれども、胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮健診、乳房健診がございすがけれども、これについては、がん検診ということでやらさせていただいている事業でございすが。

3番目としまして、節目健診ということで、実施している事業でございすがけれども、緑内障健診、耳のよく聞えま

すか耳の健診、さわやか歯科健診、歯の健診、骨いきいき健診、骨粗しょう症とかの健診でございますので、よろしく
お願いいたします。

次の180ページ、181ページをお願いいたします。白丸の高齢者歯科健診事業でございますけれども、これにつ
きましては、歯科健診の委託料等をお願いしてございます。在宅の寝たきり老人等の家を訪問しまして、健診をしてい
る事業でございますのでよろしく申し上げます。

高齢者生きがいづくり事業については、長寿課になりますので飛ばします。

母子保健事業でございますけれども、1つ飛びまして、母子保健事業医師等謝礼でございます。これについては、4
カ月児健診、1歳6カ月、3歳児等の健診に対するお医者さんへの謝礼。その下の補助員謝礼については、補助員さん、
保健師さんですとか、看護師さん等に対する謝礼でございます。

下の方へ行きますと、一般健康診査委託料でございますけれども、これについては、その下にあります妊婦一般健康
診査でございますけれども、妊婦さんの健康診査ということで、平成19年度については2回をお願いしてございます。
平成19年度をお願いして2回を5回ということで、平成20年度からにつきましては、2回から5回ということで妊
婦一般健康診査が行われている状況でございます。私からは以上です。

生活環境課長 それでは、予算書の182ページ、183ページ、5目の環境衛生費をお願いしたいと思います。決
算の説明資料では47ページですをお願いいたします。5目の環境衛生費の環境衛生一般事業でございます。その事
業の4行目くらい下に衛生部長・班長さんの謝礼というのがございますが、ごみ分別、あるいは、一斉清掃等の地域活
動に対して行うもので、衛生部長さんは、均等割2万3,100円、戸数割55円。戸数としましては、実績で2万1
86戸でございます。衛生班長さんは、現在868人おいでになります。戸数割が400円ということで、衛生部長さ
んには266万円余、班長さんには807万円余を謝礼を支払っているものでございます。

その事業の一番下の木曾広域連合負担金をお願いしたいと思います。檜川村の合併に伴いまして木曾広域連合に
対して、ごみとし尿処理の施設の起債償還分の負担をしているものでございます。し尿につきましては約130万円、
ごみにつきましては2,250万円余の負担をしているものでございます。この起債分の負担につきましては、平成2
1年度をもって終了という形になっております。なお、ごみとし尿の実際の処理業務につきましては、し尿につきまし
ては、平成18年度、ごみについては、この平成19年度で、処理についての委託を終了させていただいてございま
す。ごみにつきましては、今年度から自前で処理をしています。

続きまして、次のページをお願いしたいと思います。その事業の備考欄の資源物回収事業補助金をお願いしたいと思
います。資源物回収事業補助金につきましては、学校の回収関係と地区衛生協議会、あるいは地区の二本立てになって
おります。それぞれ総量で、学校の場合568トン、地区で2,940トン、回収事業がございました。それに伴いま
して、学校の場合には、売上金の2分の1と総量に対して3円。地区に対しては、売上金の2分の1という基準で補助
金を出しているものでございますが、学校に対しては約11校に対して242万円余。地区に対しては、360万円を
交付しているものでございます。

その下の花による美しい環境づくり事業をお願いしたいと思います。これは、市民花壇、地域花壇という分け方で事
業を行っておりますが、市民花壇、駅前の市民花壇には、5種類の1万4,900本の花を植えさせていただきました。
5種類でございます。地域花壇、各地区から要望等をいただきまして、今年度、花苗につきましては6種類、6万2,
900本、それから球根が1種類、それとラベンダーを配布して、花による環境づくりに取り組んでおります。

続きまして「クリーン塩尻」推進事業をお願いしたいと思います。「クリーン塩尻」推進連絡会議補助金36万円、それにつきましては、「クリーン塩尻」推進事業でエコウォーク「クリーン塩尻」大作戦をメインで事業を行っていただいているものと、それからクリーン塩尻パートナー制度、アダプト制度の塩尻版ですが、それにつきましては行うものと、それと環境と食と生活のフェアに参加しております。

さらにその下にございます環境と食と生活フェア負担金ということでございますが、平成19年度は9月30日に大門商店街で行いました地球温暖化防止、ごみ問題等を含めまして、ライフスタイルを見直すということのイベントを行わせていただきました。平成19年度は、1日中、大雨に見舞われまして、参加人数は2,000人。前年度5,000人に対して約半分になってしまいましたが実施したものでございます。今年は10月5日を予定しております。場所は、体育館周辺で行う予定になっておりますのでよろしくをお願いしたいと思います。

続きまして、廃棄物不法投棄防止対策事業。丸の方をお願いと思いますが、その下の方へ行きまして、ごみ清掃委託料、それから不法投棄回収委託料をお願いしたいと思います。ごみ清掃委託料につきましては、その下の不法投棄回収委託料、パトロール関係をしたあとの不法投棄のごみを処理するものでございます。平成19年度の実績でいきますと不燃物が約300キ口、可燃物が1万2,200キ口。タイヤの本数で行きますと、平成18年度よりも減りましたが279本を処理するための委託料でございます。

その下が不法投棄のパトロール、シルバー人材センターのエコスーパー、週2回、2名。それからNPO水と緑の市民ネットをお願いして、それぞれパトロールをしているものでございます。それと水と緑の市民ネットには、道路等環境の関係もありまして、主要道路のパトロールもお願いしているものでございます。これは、パトロール及び収集運搬という形になっておりますのでよろしくをお願いいたします。

続きまして、6目公害対策費をお願いしたいと思います。公害対策費の公害防止対策一般事業でございますが、次のページ186、187をお願いいたします。その備考欄、一番上に自動車騒音調査委託料というのがございます。平成19年度は北熊井の千本原で、中央道の騒音測定をさせていただきました。結果といたしまして、夜間、若干2デシベルほど環境基準をオーバーしているという結果が出ました。これにつきましては、その下の大気の大2つ目に長野自動車道公害対策連絡会議負担金というのがございますが、その連絡会議、塩尻市、松本市、安曇野市で、今、行っております、そこに報告させていただき、中央道の管理のところに申し入れをさせていただきました。この平成19年度、その前に平成18年度にも北熊井で測定をさせていただきました。平成19年の3月に防音対策といたしまして、約953メートルかさ上げ、今まで1メートルあったのを上にかさ上げするという工事を、実際に、環境基準をオーバーしているということで対応させていただきましたのが実績でございます。

続きまして、大気汚染防止対策事業、これは体育館と広丘の角前、それから片丘支所で測定している定期的なものでございます。二酸化硫黄、二酸化窒素、それから酸性雨について測定をしているものでございます。環境基準をクリアしております。

続きまして、水質汚濁防止対策事業でございます。1番の特定事業所及び緊急対策水質検査委託料、2番の地下水水質検査委託料、これは通常、立ち入り、あるいは河川の水質をポイント的に取っているものでございますが、平成19年度の水質検査につきましては、えびの子池で、大量に鯉、フナ等が全部浮いたという事例がございました。それに対してのえびの子池の水質検査、その周辺の湧水、田用水の検査に使わせていただきました。これによって、エンドリン、BHCの原因によるものということで、県と共に処理させていただいたものであります。田川等の一級河川につきまし

ては、県の方の測定管理で対応させていただいております。

その下の河川・湖沼水質検査委託料、これは、定期的な監視、モニタリングのものでございます。平成19年度は、14河川26地点、4湖沼について、生活環境項目、重金属系を含む健康項目について測定させていただきました。大腸菌を除きまして、ほぼ環境基準をクリアしていただいております。大腸菌につきましては、ほとんど環境基準をオーバーしている、塩尻市ばかりではございませんが、県の河川等の大腸菌については、環境基準をオーバーしているところ です。

続きまして自然環境保全事業についてお願いいたします。その5行目に河川自然調査委託料というのがございます。平成19年度は、河川自然調査、動植物の生息状況について、どんな状況かということ进行调查するものでございます。贅川沢の源流1箇所を平成19年度させていただきます。自然が非常に残っているというところでございますが、外来の植物等が徐々にふえてきているという傾向でございます。

その下の自然保護・調査パトロール委託料でございます。これにつきましては、平成18年3月に出了したレッドデータブックをさらに活用していくということで、自然保護ボランティアを含めまして、レッドデータブックの新種の状況を定期的にパトロールをしながら、状態を記録していく。なおかつ、保護が必要なものについては、ここで保護するという内容のものを委託させていただいております。レッドデータブックの保護すべき地域というのがございます。そこを中心にパトロールをお願いしているものでございます。なお、これにつきましては、平成19年度の県の元気づくり支援金の補助をいただきまして、70パーセントということで49万円をいただいている事業でございます。

続きまして、里山等保全整備事業補助金というのがございます。平成19年度は、本山地区池生神社の周辺の本山里山を守る会というところでの実施に対して補助をしたものでございます。これをもちまして、6地区の里山地区で補助整備事業をしたものでございます。

続きまして、地球環境保全事業をお願いしたいと思います。地球環境保全事業の真ん中、新エネルギー導入普及事業補助金、ここに平成19年度の実績を書かせていただいております。ソーラーにつきましては、今までの実績で344件に合計でなっているものでございます。

続きまして、その下の塩尻市地球温暖化防止対策負担金15万円でございますが、平成19年7月に塩尻市地球温暖化対策地域協議会、これは、それぞれの会でネットワークを組みながら地球温暖化防止対策をしていこうという会議を7月に設立させていただきました。今までにアクションプランを策定させていただきました。それを基にしてできることからやっという内容での実践活動に入っておりまして、今年度は、区長会さんをお願いするもの、それから環境家計簿の見直し等を、対策をしていくと。

環境教育推進事業について、次のページをお願いいたします。188ページ、189ページをお願いいたします。環境教育推進事業でございますが、これにつきましては、訪問出前講座を10回やりまして、参加者約410名。これは、保育園、あるいは小中学校、それから公民館等、職員対応の場合とお願いしたものとでございます。それから、環境トーク&パフォーマンス、これは3月1日に実施させていただきました。小中学生の発表、それから発表につきましては約200人の参加です。

その下の印刷製本費、これにつきましては、環境教育の支援冊子ということで、「どうなっているの？しおじりのごみ」を作成させていただき、今年度、各学校、小学校4年生に全員配布させていただいたものであります。先生方からもわりと評判もよく、利用させていただいておりますという、クリーンセンター、最終処分場の視察等にもこれを基に

利用しているという内容でございます。また、この事業の環境教育推進事業につきましても、県の元気づくり支援金90パーセントをいただきまして、97万7,000円の収入の上、補助をいただいている事業でございますのでお願いいたします。

続きましてISO推進事業でございます。ISO推進事業につきましては、平成19年度、審査登録・支援業務委託料、ISO推進事業の下の3番目でございますが、更新審査をさせていただきました。これで3年延びるということになりますが、ISOの認定をこの3月、更新ができましたので御報告させていただきますとともに、今後、塩尻環境スタンダードを推進していくためにも、ISO14001の資格を持ちながら、進めていきたいというふうに考えております。

その下の環境ISO等の認証取得事業補助金でございます。3事業所とさせていただきますが、ISO14001が1社、エコアクション21が2社で、さらに塩尻環境スタンダード、平成19年度末では、20社が認定を受けているということでございます。

次に移らせていただきます。7目の斎場費をお願いいたします。斎場の斎場施設管理費の真ん中のところがございます。斎場運営事業委託料につきましては、火葬業務、あるいは火葬棟待合室の管理業務等を委託しているものでございまして、有限会社塩尻造花さんをお願いしているものでございます。火葬業務1名、管理・事務業務1名でお願いしております。なお、平成19年度の火葬実績でございますが、市内が610件、市外が119件、合計729件ということになっておりまして、平成18年度がちょっと若干数字的には下がっておりますので、平成19年度は、700を超えているという状況でございます。

次のページをお願いいたします。190、191ページ。斎場施設維持整備事業でございます。営繕修繕料でございますが、これは、火葬炉内の炉の修繕、それから、特に火葬炉にあります外装の耐火れんが等の貼り替え等に修繕をいたしたものでございます。

8目霊園費でございます。霊園管理諸経費をお願いしたいと思いますが、臨時作業員賃金、これにつきましては霊園内の剪定を行っているものでございます。約1,200本程度のサツキ、ドウダン、松がございます。その剪定を行うものであります。また、自然保護のための剪定教室もここで実施させていただいております。

聖地内の草取委託料、これは、松本広域森林組合をお願いしてございます。年2回、除草と草刈りをしているものです。

霊園管理業務委託料、シルバー人材センターに管理棟、施設での受付業務と周辺の整備ということでお願いしているものでございます。

永代使用料還付金でございます。永代使用料還付金につきましては、今まで使っていたものを市にお返しするという内容でございます。今回7件ございます。平成20年度からは、今まで30年までの方には還付しておりまして、30年以上使用された方には還付しておりませんでした。平成20年度から30年以上の方も4分の1、最初に買われたときの金額の4分の1をお返しするという規則改正をさせていただきましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから霊園整備事業、霊園整備につきましては、年次的に行っておりまして、排水路、道路の舗装、それから先ほど言いました聖地の整備ということで使わせていただいておりますが、霊園整備の中で、平成19年度は、平成18年の災害で崩落箇所の土留め工事を1箇所、30メートルさせていただいております。

次のページをお願いいたします。負担金をお願いいたします。し尿処理費につきましては、下水道課の方に所管替えにな

ったものです。

ごみ処理負担金でございます。塩尻・朝日衛生施設組合の管理運営に関する整備の負担金でございます。負担率は、そのところに書いてございます。塩尻市、朝日村、その負担金でございますが、人口割が10分の3、実績割が10分の7で計算させていただいているものでございます。平成18年度に比べまして平成19年度の決算では、約5,700万円ほど増額になっております。これにつきましては、平成19年度から最終処分場の起債償還が始まりましたので、その分の増額がメインなものでございます。

続きまして水道事業会計繰出金をお願いしたいと思います。消火栓の設置や老朽管の更新事業、それから企業債元利償還金等を対象とした水道事業会計の安定化のために繰り出したものでございます。

その下の簡易水道事業特別会計繰出金をお願いいたします。榑川地区簡易水道事業についての建設改良費、維持管理費、起債償還等を対象に事業安定化のために繰り出したものでございますのでよろしくをお願いいたします。

以上で、市民環境事業部の歳出の説明を終わらせていただきます。

委員長 では歳出についての質疑を行います。何かありませんか。

古畑秀夫委員 177ページの両小野国保病院の関係、赤字が大きいということで、いろいろと本会議でも意見が出たりしているわけですが、主な原因はいろいろあるかと思いますが、国からの医療費削減の問題も若干はあるかと思うのですが、この大きな原因というのは、何かちょっと聞くと、看護師さんの、これを言うとちょっと失礼だけれど、年齢の関係で、かなりお金がかかるようになってきているみたいなお話も聞くわけですが、年齢構成みたいなものは、看護師さんだけの、わかりますか。

市民環境事業部長 ちょっと、今、年齢構成の方は、資料を見ているので。今までもこういう大変厳しい経営を迫られてきたことがありまして、今回で、正直2回目、改善委員会等を設けてきているわけですが、その頃も、そのような中で少し辰野病院との人事交流をするとか、いろいろ工夫をしながら進めてきた経過はありますけれども、やはり年齢がだいぶ高齢化と言いますか、私たちも、そうですけれども、なかなか辞めないであれしているものですか、やはり人件費の方もしてきているというのは、1つのあれではありますけれど。

すいません、年齢構成が、今、資料を持っておりませんので、後ほどお示しをしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

鈴木明子委員 153ページの老人医療事務諸経費のところなのですが、1,700万円くらいの返納が見つかったという話でしたけれども、どのような状況でそれは起きているのでしょうか。老人医療事務諸経費、嘱託員報酬のところの説明。

市民課長 係長の方からお答えします。

国保年金係長 お答えします。1次審査につきましては、国保連でやっております、2次審査をうちがやっております。うちの嘱託職員2人でやっておりますけれども、主に点数の誤りです。例えば、老人加算とか2つつありますので、それを点検をして、連絡を介して返戻ということでやっております。金額については、先ほど課長が申したとおりの金額でございます。

鈴木明子委員 見つけ出して、ポイントがあるのでしょうけれども、言うということはすごいと思うけれども、国保の方では、結構そういう見落としが、そういうふうにあるということなのですか。

市民課長 国保の方は、ニチイ学館の方へ委託をしています。件数がだいぶ多いものですから徴税がむずかしいという事。両方をうちでやると大変ですので、平成20年度からにつきましては、実績等も勘案した中で、嘱託職員で国保の方を、老健がなくなったものですから、やるような形で、今、やっていただいています。国保の方につきましては、資格の関係ですね。例えば、喪失したにも係わらず受けているとか、そのようなところは国保連で確認はしていただいていますけれども、落ちている部分もあるものですから、そういうようなところで点検だとか、あるいは、病名には使えない薬を使っているとかというので、その辺のところについては、うちの方でも、これはだめですよということではできませんので、一応、国保連へ審査の再戻しという形にさせていただいて、そこで、あきらかに違っている場合については返戻する、そういうような形になりますのでお願いしたいと思います。

鈴木明子委員 その場合、返納で係わってくるのは、病院、医療機関ということで、患者さんのお年寄りのところへの影響というのは、どんなふうなのでしょう。

市民課長 一応、今、国の指導は、1万円以上の医療給付費に係わる変更があった場合については、本人の方へ連絡をしろという形になっております。うちの方は、本人の方へ、こういう形で変更がありましたと御連絡させていただきます。本人と医療機関の方で処理についてはやっていただく形になっております。

鈴木明子委員 例えば、そういうので、改めて医療機関に支払いをしたとか、していると、医療機関の方でそこまではやらないでいるとか、そういう実体については市の方ではわからないのですか。

市民課長 たぶん、本人さんの方に、こういう形で病院の方へお問い合わせいただければ、還付がありますよという形で連絡をしていますので、最終確認まではしてませんが、それは、たぶんやっているのではないかなと思います。

委員長 ほかに。

健康づくり課長 先ほどの両小野国保病院の看護師の年齢についての御質問でございます。平成18年度の病院経営の分析比較表というものの表でございますが、看護師が当医院は8名おまして、年齢的には、43.8歳。類似平均でいきますと42歳ですので、1歳8カ月ほど年齢が多い。それから准看護師ですけれども、5人おまして55.4歳。類似では48.3歳ですので、7歳くらい年齢が高い。全職員でございますけれども、全部で25人おまして、51.5歳。類似でいきますと44.9歳でございますので、全般的に7歳くらい年齢が高いというような状況でございます。

古畑秀夫委員 もともとこういう病院というのは、もうけ主義でやっているわけではないので、多少の赤字というのは仕方がないことだと思うが、あまりにも多くなれば、確かに、繰り出しが多くなるから市町村も大変なのだけれども、今、これだけではちょっとわかりづらいのだけれども、例えば、ここ二、三年でかなりの年配の方が辞めていったりして、かなり負担が、もし軽くなっていくというようなことがあれば、二、三年、我慢すれば、こういうことで人件費の経費もかなり減ってくるというような状態があれば、ただ、赤字だからすぐ診療所にしてしまうとかというようなことだけでいいのかというのがあるものですから、その辺のところを聞いてみたわけですが、今の数字だけだとちょっと平均だけなもので細かいことはわからないのだけれども、あまり、細かいことを聞いても、ちょっといろいろあるので聞かないのですけれども。

中原輝明委員 人件費というのは、何パーセントくらい占めているのですか。今、大変心配しているけれど。

健康づくり課長 平成19年度でございますけれども、給与費の比率でございますけれども、56.1パーセント、医業収益費に対して、56.1パーセントということでございます。

中原輝明委員 ちょっと皆さん、世の中のほかのことをわかっているかどうか知らんが、比率というものは、近隣から見ても大体適当なものですか、その比率は。

健康づくり課長 先ほどの表で、分析比較でいきますと、平成18年度で職員給与比率でございますけれど、56パーセント、類似病院でいきますと65.6パーセントということですので、若干低いという状況です。

中原輝明委員 それは、低くていって、赤字がそれだけ年々ふえるということは、ほかの病院も同じなのですか。そうするとほかの類似は、全然、運営できないということですね。できないから検討しているということだと思うが、その辺は、よくわきまえて研究してやらないといけないと思うし、提案されたから、それを全部鵜のみに、これから議会でやらなければいけないところ、その部分については、ただ、檜川の診療所を見たときに、どんな状況であるかということです。向うはトントンくらいですか。赤字ではない。その運営の仕方にあるのか、あるいは、今、古畑委員が言った年齢差で給料が出てきているのか、人件費が。その辺は、よく考えてやっていかないと、私はまずいと思います。

健康づくり課長 今言われた比率から見ると、類似に比べて少ないという状況なのですけど、一番は、入院の病床が35床あるのですけれども、実際には23床くらいしか入っていないという状況で、7割を割ってしまっているという状況なものですから、それから見ると、収益が、あまり、そこでは芳しくないという状況です。それによって収益が少ないというような状況でございます。

古畑秀夫委員 そうすると例えば、市とかそういうと、企業もいろいろあると思うけれど、市の場合、人件費は、だいたい20パーセント前後くらいがいいとか、いろいろな基準を持ってやっていると思うのですけれど、病院の場合というのは、実際、どの程度の人件費というのが運営していく場合に、今、言った56パーセントか、六十何パーセントからいくと低いだけけれど、その辺、適正なのは何パーセントくらいかわかりますか。

市民環境事業部長 先ほどのお話にありましたように、人件費というか、年齢層とか、そういうものによってもだいぶ変わってくるものですから、理想的なというのは出てはいないのですけれども、両小野国保病院では、今までも、そういう苦しい中を切り盛りして来の中では、例えば、退職すると正職ではなくて臨時職をお願いして、少しでも人件費を抑えようという努力はしてきております。どうしても病院ですと3人医師が必要になってくるものですから。檜川は、一応、診療所ということでベッドも持っていないし、お医者さんは1人以上ということになりますので、その辺の人件費的なものもありますし、経営状況も変わってきているところですけども、そういう努力は、今までも、しているわけですけど、なかなか市民の皆さんが、住民が、大型志向、全国的に大型病院志向というのがありまして、患者数も徐々に減ってきているところにきまして、診療報酬が下がったとか、いろいろ病院にとっては、大変、不利益と言いますか、利にあわない状況が出てきております。そこへさらに、両小野国保病院は3人医師がいたわけですけども、1人が病気になるってしましまして、院長先生が休まれているという、いろいろなことが重なりまして、この場に及んでいるかなと、今、思いますけれども、内部でもいろいろと患者さんをお迎えに車を用意したりとか、あるいは、薬などもただ渡すのでなくて、その人が、例えば、1食にこれとこれとこれを飲まないといけないということになりますと、ちょっと時間はかかるのですけれども、高齢者の方が多いものですから、1日分ずつ梱包をしてあげるとか、いろいろ工夫をしながら、なんとか患者さんをふやそうという努力はしてきたところですけども、このような現状だということで、御理解をいただけたらと思います。

永田公由委員 例えば、今の病院を診療所にした場合、現在来ている国からの特別交付税措置分というようなものは、こういった形になるのですか。

市民環境事業部長 今まで救急だとか、そういうところに来ている特別交付税は、もちろん、入ってはきません。これは、確かな情報ではないのですけれども、今、法律改革プランというのが進められておりまして、病院の、先ほど課長の方で申し上げますように、病床数が70パーセント以下が3年続くと、国から否応なしにランクを下げなさいというような指導がくるわけですけれども、そういった今、改革プランを作成している中では、ひょっとしたら何年かあるいは、例えば、病院から診療所になった場合に、病院に来ていた部分の一部を補填していただけるような朗報も、ちょっと、病院の方には届いているようではございますけれども、ちょっとそれは、明確になっておりませんので、今までいただいていたのは来ないというのが基本的な考え方です。

永田公由委員 そうするといわゆる看護師とか、職員体制の減員を含めた体制の見直しをしないといけないし、収支のバランスが計算されていると思うのだけれど、この間、答申された数字で19床にしたりとか、診療所に格下げしたりして、いわゆる、赤字幅というものは、今より減少は確実にするわけですか。患者数は同じにして。

市民環境事業部長 この間も答弁のところでも申し上げましたけれども、平成19年度の決算ベースでいきますと5,000万円くらい。今の、そのままの形ですと、診療所にしてもベッドを持つものですから、ベッドを持つと、やはり、24時間体制で看護が必要になるということもありまして、なかなか減らないというのが現状です。これからは、そういった中でも、内部のいろいろ見直しはまだできるかなというふうに考えておりますが、例えば、ベッド数が少なくなった分は、医師が患者さんの回診等が、ちょっと時間が減ってくるものですから、そういったものを、例えば、往診に回せないかとか、そのようなこともいろいろ工夫したりしながら、さらにそういう部分を見つけて、組合議会、あるいは、市町の議会の方に、また、御相談しながら最終的な見極めをして、可能な限り赤字幅を減らせるような努力をこれからして、平成20年度の末頃までには方向性を見極めればというふうに考えております。

委員長 両小野関係は、もうよろしいですか。では、両小野については、以上でいいですか。あまり行ったり来たりしては。

副委員長 179ページ、市民基本健康診査の関係ですが、先ほど、集団と個別で9,664人と言いましたが、対象者の何パーセントなのですか。

健康づくり課長 ちょっと計算しますので。

委員長 では、ここで10分間休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時14分 再開

委員長 それでは休憩を解いて再開いたします。答弁をお願いいたします。

健康支援係長 先ほどの市民健康診査の関係ですけれども、平成20年度からは、特定健診に変わったということで特定者が絞られていますけれども、平成19年度までは、申込者に対する受診者ということで、この数字をとらえています。集団検診のみになりますけれども、申込者数3,262人に対して、受診者が2,341人、71.8パーセントの受診率ということで把握しておりますので、よろしく願いいたします。

副委員長 集団と、先ほど言った9,664人と、集団と個別の、それも申し込んだ人のあれですか、えらい少ないけれど、三千幾人では。

健康づくり課長 それに個別で健診を受けた人、65歳以上の方については、全員の方に、今、受診券等を送って

る関係もございますが、それにつきましては、1万5,425人の方に送らせてもらって、7,321人が受診しているという状況です。

受診率は、47.46パーセントになります。合計でいきますと、個別と集団をあわせまして、1万8,687人が、一応、申し込まれたということで仮定しますと9,664人として、52パーセントの方が受診を受けたということでございます。以上です。

副委員長 今年から、先ほど言ったとおり健診方法が変わりまして、私も行ったのですが、前立腺がん健診が個別から除かれていて、どうしても集団のとこに行かなくてはできなくなるとか、そういう、また、改正が良し悪しかなんだか知らないが、メタボ健診ばかり中心で、あとのあれがおろそかになっていて、受診率が下がりはないかと心配しているのですが、メタボ健診の関係、受診率がなければペナルティがあって補助金が来ないとか何とか言われていますが、そういう心配を私はしていますが、今の状態はどうですか。

健康づくり課長 では、係長から。

生活習慣病予防係長 今の御質問でございますけれど、特定健診に制度が変わりまして、特定健診の方に、今、確かに力を入れておりますけれども、前立腺がんの検査につきましても、厚労省から通達がありまして、受診される方の効果的な受診方法をとるようというので、集団で実施すれば、特定健診も同じ日に受けられますし、同時に前立腺がんの検査も受けられるということで、市民のかたへの便宜を図って、あえて集団で実施しているのが現状でございます。前立腺ガンも血液採取ですので、特定健診の血液採取と同時にその時に一度に済ますことができるということでやっておりますけれども、昨年の受診者数と比べますとほぼ同じくらいの人数の方がお申し込みになっておられますし、同じくらいの方が実施をされているという状況でございます。以上です。

副委員長 私もメタボ健診の関係で、今までの市民健康診断と変わって、行くと心電図のあれがなくなりまして、この間も言われた方がいまして、来年からは、もう行かんぞ、ただ、腹を測るきりではないかという話で。市としても今までの項目を落さないような質を、そのようなことを考えないと、また受診率が下がりはないかと。国から補助金のなんか来て。医者にも、この間ちょっと聞いたのですが、国はメタボの資料がほしだけでやっているだけで、他のことは関係ないと言っているお医者さんもおりますが。なんとか受診率を上げなければ、健康の予防につながって国保料の値上げにつながらないような、そういうことも取らなければいけないのですが、そういうことを、また戻す考えはありますか。そこへプラスとか、心電図を足すとか、そういうことは。

生活習慣病予防係長 心電図のことなのですが、厚労省の通達では、来年度から心電図が導入されますが、ただ、全員の方ではなくて、医者が判断して必要と思われる方にのみ実施するというのでございます。今年度は、心電図の実施はございませんが、来年度から導入ということになりますのでよろしく願いいたします。

副委員長 それは今年もやらないと。来年、今度は、今年受けた人も、去年と同じなら行かないという観念になってしまうので、それで大変心配しているのですが。今年も、私もそうだが、先ほどの前立腺の関係もそうですし、集団のところに行ったらできないというもので、また、医者に行くと血を採られて、集団のところメタボので、2回行って血を採られた。また、医者に行くとその分だけ金を取られて、そういうことになるものだから。そういう無駄なことは、医療費の抑制のためにも必要ではないかと。

市民環境事業部長 先程からお話が出ておりますけれども、今年度から健診が変わったということで、実施する方としましてもだいぶ混乱と言いますか、そこに行くまでには大変検討しながらやってきたわけですが、厚労省の方

からの指示もありますし、今まで塩尻市は、健診に大変力を入れてきたという経過もあるものですから、その整合性も図りながら、一番は塩筑医師会の方と相談をしながら、どんな形で進めたらいいかということで、何回も検討する中でスタートしております。今、お話ししましたように心電図等については、詳細健診ということで、一応、今年度はスタートには入っていませんけれども、来年からはということで、広報等でもしっかりと広報をしながら進めていくわけですが、いずれにしても1年目の健診ということで、いろいろな市町村でも、いろいろと今まで進めてきたこととだいぶ差があると言いますか、根本的に、今までの健診は病気を見つけるというのが主だったのですけれども、これからは、病気を見つける前に、その前に病気にならないような健診という位置づけがされておりまして、項目等もだいぶ減ってきてます。正直言って、受けた方が結果を見て血液検査の項目が少ないことに気がついて、市はサービス低下ではないかという声もいっぱい入っております。そういったことも、これからの課題としてとらえて、医師会とも相談したり、国保の保険者の健診として位置付けられておりますので、ほかの市町村の状況等も把握する中で、今、今井委員さんがおっしゃられるように、せっかく今までやってきたものなのでというあれもありますので、その辺のところもしっかり見極めながら進めてまいりたいと思いますが、今年度は、そういうことでスタートの年ですので、いろいろな面で市民も戸惑っているかと思えますけれども、なるべく親切丁寧な対応に心掛けてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

中原輝明委員 関連だけれど、先ほど、1万何千人健診を受けているが、その結果はどうなって、てんまつはどうなっているのですか、最終は、心配するのは、健診したきりで、結果はどの程度発見されて、それが治療になったか、あるいは、短命になった人もいるかということをやっと聞きたいけれど、わかっていますか。

健康づくり課長 先ほど、集団健診と個別健診と言いましたけれども、個別健診の方ですけれども、その受診者で異常が認められた方とか、そういう方達については、結果相談会といったようなものを設けて、保健師が個別に相談等を行っております。7,323人の方が受けられたわけですが、その中で異常が認められた方がだいぶありまして、それには、治療に結びつけましたりということにしております。内訳でございますが、異常を認めなかった方については、7,323人のうち503名。保健師が指導をした方が1,414名、医療に結びつけた方が958名、治療中であるという方が、4,360人というような状況でございます。ですから、半分くらいは、治療を受けながら集団健診なりを受けておられたという方が多いということで、要指導、要治療に結びついた方が2,300人、3分1くらいの方については、そのような状況です。以上です。

中原輝明委員 全く逆で、何もしないで、自然体においたらどうなりますか。何も言わないで、自然に。どうでも健診をやらなくて、黙っていて。それでも、自分で、この辺でも健康管理は、あまり変わらないような気がするが。

健康づくり課長 やはり、年に1回は、自分の健康を、いくら丈夫であっても、やはり生身でございますので、一遍はチェックをしていただいて、それで自分の健康管理、チェックをしていただくということが必要かと思えます。特に丈夫だと言っている方について一番問題だというふうに思っていますので、ぜひ、これからもうこのほうでPRに務めていきたいと思えます。

副委員長 181ページ、先ほどの妊婦一般健診の関係ですが、2回から今度5回に今年からなりましたが、5回になった場合どのくらい経費的に見込んでいますか。

健康づくり課長 妊婦一般健診でかかったお金が1人あたり7,560円くらいでしたけれども、今度、2回から5回ですので、2万4,000円くらいになるというような状況です。

委員長 関連で、この妊婦一般健診が1,312人となっていますが、これは延べですか。

健康づくり課長 そのとおりです。

委員長 そうすると仮に確実に2回受けているとすると600人ですけれど、そうした場合に、そのあとの無事に出産されて健診に繋がるはずなのですが、例えば、妊婦健診だけは受けていて、塩尻市の住民にならなかったというような人はいるのですか。健診数の割に乳児のあれが少ないような気がする。

健康づくり課長 現実に平成19年度中に産まれた方が657人という形で、やはり、転入転出がありますので、同数くらいの方ということですかね。

古畑秀夫委員 関連で、マスコミで、妊婦さん、子供が生まれそうなのがたらい回して、十何カ所回ったとかマスコミで大騒ぎしているのは、ほとんど妊婦健診というのを受けていない人がいきなり飛び込んで生まれそうだというようなことで、医者の方が拒否というような話があるのだけれど、塩尻市は、そういう例というのは、受けないで急に産むという話は、聞いてはいますか。

健康づくり課長 私の耳の方へは、入っておりません。

委員長 あと1点、健康相談とかの中の、十カ月とか、すすく子供相談とか、よく何カ月健診とかありますけれども産まれた子どもで受けないというような子どもはいますか。

健康づくり課長 係長から。

保健予防係長 外国人のお子様とか、連絡が取れない子どもとか、毎年数名いらっしゃいますけれども、なるべく勧奨のはがきを出して、お電話したりして、連絡を取るようにしています。

委員長 大切に子供を育てる上で、確実にみんな健診をして、元気に子どもが育っていくようにしていただきたいなというふうに思いますのでお願いします。

鈴木明子委員 同じ181ページの高齢者歯科健診事業についてですけれども、在宅寝たきりの老人を対象の事業ということですが、何人くらいの方が、この制度というか、利用されて診療を受けているのでしょうか。

健康づくり課長 平成19年度59名でございます。

鈴木明子委員 その寝たきりの方だけが対象ということですか。

健康づくり課長 通院に困難な在宅の寝たきり老人等でございますので、そこに知的の方だとか、医師のところに行けないような方達についても対応してございます。

鈴木明子委員 例えば、歩けないわけではないけれども、歯科医院まで移動していくのに、例えば、家族が車に乗せてくれるとか、そういう状況がなくてということだけでは、やはり、対象にならないということですか。

健康づくり課長 あくまでも健診でございますので、健診が必要な方については御相談いただいて、健診が必要であれば対応しております。

鈴木明子委員 この寝たきりの方達が健診の結果、治療が必要とか、そういうふうになったときには、自分で移動手段を講じて治療を受けに行かなければいけないということですか。

健康づくり課長 今、寝たきり老人の歯科健診は、2人の歯科医師と歯科衛生士がついて訪問をさせていただいておりまして、治療が必要な場合には、その時に歯科医師と相談をさせていただいたり、近所の歯科医師を紹介して、うちの方から、こういう方がいるけれども訪問していただけないかというようなことで、対象の家族の方と相談させていただいているのが現状です。

永田公由委員 109ページの消費生活対策費の関係で、ちょっとお聞きをしたいのですが、きのうもテレビでやっていたけれど、いわゆる振り込め詐欺が最近巧妙になって、高額なお金がだまし取られているということで、警察、銀行が、その年金にあわせてとか、ATMで見張りをするというようなシステムを作るというようなことですが、塩尻市の、いわゆる高齢者なり、そういった対象にした振り込め詐欺とか、悪徳商法の現状はどのような状況ですか。昨年の状況で結構です。

くらしの相談室長 私どもの方で予防の講座等をやっているのですが、実際に問い合わせがあって、悪徳商法の被害にあったという方については、悪質という部門で言いますと10件くらいありました。振り込め詐欺については、私どもにそういう情報が直接来ませんので、警察署の方に会議があったということで、私が出向いて行って話を聞いたときには、52万円余くらいの医療費の還付金詐欺でしたけれども、1件、塩尻市内で50歳代の女性の方があったということで、非常に、緊急対策会議とか開かれて防止に励んでいるところですが、なにぶん銀行のATMに行くときには、注意していただきたいということで、銀行サイドでも協力していただきまして、携帯電話を使ってのATMの前での操作をおやめくださいという貼り紙くらいしかしてありませんので、これは、どちらかという皆さんの口コミで防止していただくということで、私どもも、非常にその辺に力を入れてやっているのですが、現状としてはそのような状況です。

永田公由委員 すると、塩尻市は比較的被害が少なく済んでいるようですねけれども、それも、白木相談室長が出前講座で、非常に評判のよい講座で、一生懸命やっておられる成果だと思えるのですが、特にそういったところに出て来ない方が被害にあわれたり、特に悪徳商法などは知らない間に入り込むというようなことがありますので、できるだけ、いろいろな機会を設けて出ていただくように警察と連絡を密にして、これからも防止に努めていただきたいというふうに思います。

古畑秀夫委員 187ページですけど、環境の方ですけど、新エネルギー導入普及事業補助金の関係、申し訳ないが、一つずつソーラーからいくらくらいずつ補助金が出ているのか、その前のページの生ゴミの方とあわせて教えていただきたいのですけれど。

生活環境課長 補助金内容でございますので、まず新エネルギーの方の関係でございますが、ソーラーが1キロワット1万7,500円で計算いたしまして上限10万円です。これは、ほとんどソーラーの場合は、工事費も入っておりますので10万円出ております。太陽熱の高度利用、経費5分の1、上限4万円。ペレットストーブ・薪ストーブにつきましては、5分の1、上限5万円で補助させていただいてございます。

生ごみの関係ですが、生ゴミ処理機の方の関係は、2分の1の3万円限度です。コンポスター、ちょっと埋めるやつですが、それは2分の1の5,000円限度です。以上です。

委員長 この霊園の管理などで、シルバーに委託している仕事が、結構、あるかと思うのですが、ちょっと、これはお願いなのですが、知的障害をいらっしゃるグループの方からあったのですが、草むしりみたいな軽微な仕事で、当然、保護者もついて行くのだけれど、そういうものについて市の方へ相談すれば、そういう作業というのは、委託してもらうことが可能かどうかという話があったのですが、年度での契約とか、そういうのがあると思うのですが、ここに、その時期に、そういう申し入れをした場合に考慮してもらえる可能性というのは、あるわけでしょうか。

生活環境課長 今、私どもがシルバーに委託している内容というのは、前は、除草とかもみなしていたのですが、今はやりませんので、大きな草刈、除草に関しては、森林組合さんにはお願いしてありませんが、シルバー人材センタ

ーは、メインは受付業務と、あとは周辺の聖地以外の草取り等を時期によってはやっていただいておりますので、そこから辺がそういう知的障害、あるいは、そういう方達のできる範囲、特に、霊園みたいにエリアが決まっているところですので、交通量も、ほとんど、時期によってはありませんので、そういうときのみ、あうことができれば、また、シルバーと相談させていただきながら検討してまいりたいと思います。

委員長 ほかに。

金田興一委員 185ページの不法投棄の関係ですが、不法投棄の回収委託料、確か、前年は183万円余だったと思うのですが、今年は450万円余ということで、かなりふえているのですが、この大幅増の原因は、一つは何かというのが1点と、もう1つは不法投棄の関係、ポイ捨て条例等もできているのですが、違反者の特定された件数というのはどのくらいあるのか、あるいは、警察への告訴をした事例があるのか。

最後にもう1点は、市に寄せられている苦情件数、若干ふえたり、減ったりしているのですが、平成19年度は何件くらいあったのか、この点についてお願いしたいと思います。

生活環境課長 まず最初に予算の関係で、昨年と比べてふえているのは、昨年は3つ項目が分れていましたのをまとめさせていただいて、それを足すと400万円になるようになっています。

不法投棄の苦情件数ですが、今年度90件でございます。若干、去年よりふえています。ポイ捨て条例によります特定の事例というのは、前にもありましたが、ポイ捨て条例の前に特定されるものでは廃棄物処理法での特定、これはむしろかしいのですが、そういうものはちょっと長期にかかりますが、警察に方をお願いしているところでございます。うちの条例での摘発は、まだ、ございません。告訴もございません、今は、指導段階で終わっているというのはおかしいのですが、そこでとどまっている。

委員長 ほかにありませんか。

鈴木明子委員 109ページの生活支援のところですが、各種の相談活動をされていると思うのですが、法律相談で31回で200件というようなことですが、例えば、定員があって200件になっているのか、あるいは、定員に飲み込めずに違う方に行ってくださいとか、受け付けつけられなかったとかというような状況などは、どんなふうになっているのですか。

くらしの相談室長 法律相談は、木曜日の午後、大体月2回から3回あるのですけれども、1回8名、1人20分くらいの枠でやらさせていただいています。大体、定員どおりの推移で、枠がたまに余る月が数名あるくらいで、ほとんど満員です。私どもで状況を聞いておりますけれども、聴き取りの内容の中で、直接、弁護士さんに頼まれた方がいいという方は、そのように弁護士会の方に相談していただいで、そちらでやっていただきますので、大体、十分間にあっているのではないかと、そういう状況です。

委員長 ほかにありませんか。

鈴木明子委員 行政相談の12回で3件というのは、何か少ないと思うのですけれど。

くらしの相談室長 行政相談というのは国の事業、また、法人に関する御意見等をいただく相談で、国から委嘱されている行政相談員さんが受けているのですが、ほとんど市の行政のことは、私どもに聞きますので、国のことについては、あまり来ないという、PRはさせていただいているのですが、あまり、状況としては来ないです。以上です。

永田公由委員 ごみの収集と言いますか、処理状況の関係でお伺いしたいのですが、ペットボトルとかプラスチック容器の分別がはじまって、受け入れ先などは、安定した状況というふうに見えてよいわけですか。

生活環境課長 受け入れ先というのは、処理ですか。処理に関して、ペットの場合と廃プラスチックの関係ですが、ペットの関係は、国の方が、国内でのリサイクルの法を作ったのですが、中国の方へわーっと実際流れております。国の方からペットについては、そのルートにのっとった処理方法を心掛けてください。ですから、実地で直に出して、その直後、業者は、中国へそのまま持っていきようなのではなくて、今までの協会をとおして、適正に入札をして処理するという方法のをやってくださいという通達が来ております。ですから、市の方では、この前の監査の時もそういう話が出まして、中国の方へ行って使われていたのでは、国内でのリサイクルにならないではないか。そのようながありまして、ペットの場合には、その協会でのみの中では安定しております。ただ、これが、向うのどうのこうのなってきた場合、協会で作っているのは、安定性は非常にあると思います。廃プラの場合も協会をとおして入札しておりますので、そちらの方がこけるということは、まずないと思われます。ただ、値段的にどうかなというのは出てきて、塩尻市の場合は、いつも言いますが、状態がいいのが行くものですから、非常に、入札とか、業者の方では評判が良くて、やだよと言われるところのような市町村にはなっておりませんので、今のところは安心してあります。

永田公由委員 朝日の最終処分場が新しく稼働して、不燃ごみが前年に比べて徐々に減ってきてはいるのですけれども、数量的には、あれですか、作ったというか、計画の予定どおりの数量、それとも少ないのか多いのか、その辺はどうですか。

生活環境課長 この前も地元対応でもお話をしましたが、計画年度の埋め立て量よりも少なくなってきております。ですから簡単なので割り算しますと、約5年くらいは、今の状態でいけば計画よりは延びている状態。さらに資源化をして、埋め立てに持っていくのを減らして、延ばしていきたいということもございまして、地元対応的には、15年間お願いしていることになっておりますので、その状況は、地元とは、その時点で協議するというお約束になっております。なるべくならうちは伸ばしてもらいたい、これからのことを思えば、ですが、15年のときには、その1年前は協議をして、またお話をさせていただくという時期が来るというふうになっております。

永田公由委員 最近、埋め立てごみについて、例えば、電気製品と、それからガラスの割れたのとか、そういったものと分けてなるべく出してくださいと言っていますよね。その電気製品については別に持って行って、取り出せるものは取りだしているということですか、使えるものは。

生活環境課長 電化製品は、クラッシャーをかけた上で、取り出せるものは、すべて前田産業さんで分けて、向うに持っていくものは、向うというのは、最終処分場に入れるものを分けてという状態です。ですから減らしている。

永田公由委員 ことしだったかな、去年だったかな、そういったチラシが配られているのだけれど、もう少し徹底した方がいいと思う。まだ、なかなか埋め立てだと一緒に袋に入れてしまって、ごちゃまぜになっている部分があるので、もう少しPRされた方がいいと思います。

鈴木明子委員 185ページの右のところに犬・猫の死体収集業務委託料というのがありますが、これは、交通事故などで、その辺に放置されているものの処理ということでしょうか。

生活環境課長 そうでございます。公の土地とか、一番多いのは、交通事故の処理が多いです。

中原輝明委員 153ページの老健レセプト整理業務委託料をやったら1,800万円か、なんか出てきたという話をしたが、そういうぐあいに聞えたが、その元というのは、出たというのは、原簿が間違っていたということですか。

市民課長 定められた薬以外のものを投与しているとか、あるいは、国保の加入期間、例えば、社会保険の方に入っただのすけれども、社会保険の方の保険証がすぐに出てこないものですから、その間に国保の保険証を使って、国保の

方へ請求をされているもの間違いが発見できずに、そのままという、そのような形のものがあります。先ほども言いましたように老健の関係については、1,855件で、1,726万円くらいの金額になるのですが、それは、医療機関の方で間違えて、うちの方に請求がされているものですから、その分だけお返ししていただく。実際にチェックしたら件数が多いわけですが、実際に1,700万円という形の金額なのですが、抑制力からしますと、そういうことをチェックされているということで、医療機関の方でも間違いのないような形で処理をしていただくという形で、抑制力については、もっと大きな効力があるのではないかと思います。

中原輝明委員 聞きたいのは、以前は、それが間違えて余分な請求をしていたという話でもっぱらあった。レセプトだかやって、出てきて、注意されて、医者も直したということですか。その辺は、これからますます出る可能性は、ありはしないですか、しっかりしないと。どうですか。

市民課長 おっしゃられるような形に、これから受診者が少なくなってくれば可能性があるかと思えます。受診回数なども、例えば、お医者さんの方でレセプト改ざんという、たぶん、そういうことはないと思うのですが、もし、例えば、やろうと思えば、医者にかからず診療したという形での請求も中には考えられないことはないものですが、医療費通知ということで、被保険者には、こういう形でお支払いがあるという通知を年6回差し上げて、確認をしていただいているという状況でありますので、そういうような部分を取り組みの中で、過誤請求と言いますか、そういうのは、ほとんどないのではないかと考えています。

中原輝明委員 この下段の、先ほどの松本広域連合へ職員が派遣されて旅費が91万円くらいとあるが、それは、全体でも松本広域連合へ職員が派遣されているのだが、ほかの場所へ。これも、同じようにこういう旅費は出ているのかな。

市民課長 長野県後期高齢者医療広域連合につきましては、長野市に事務所があるものですから、そこの借家、あるいは、そこまで通う通勤、どちらかということで派遣職員の方で選択をしていますけれども、その費用を見ているという形であります。松本広域連合の方については、私の方で答えていいのかわかりませんが、一応、通勤手当という形で金額が出ているものですから、そのような形で特別旅費という形でお支払いしております。

中原輝明委員 松本広域連合通勤手当で出ている。これは、別に市から出す。関連は、派遣も同じようなものだと思うが、その組合によって違うわけか。

市民課長 長野の方への派遣職員という形で、県の派遣職員の手当という形で、アパートを借りても、そのアパート賃と言いますか、借り上げの費用については、この中で見ていただくということになります。松本広域連合については、通勤が可能なものですから、通勤手当で、通常の自宅から松本市役所の方へ通う距離で通勤手当となっています。

中原輝明委員 わかりました。

委員長 ほかに。

鈴木明子委員 187ページの地球環境保全事業の一番下のところですが、塩尻市地球温暖化防止対策負担金というのがあって、地域協議会という話が出ましたけれど、地域協議会というのはどのような団体が参加をしているのか、教えてもらいたいと思います。

生活環境課長 参加団体ですか。係長の方からお答えします。

環境計画係長 県の地球温暖化防止推進委員の方3名、各種団体としまして、水と緑の市民ネット、ピレッジならかわ、信州松本アルプスの風、塩尻市自然保護ボランティア、クリーン塩尻推進団体、塩尻市衛生協議会連合会、下西条

みどりの会、塩尻市消費者の会、塩尻商工会議所。企業の内容につきましては、セイコーエプソン広丘事業所、公的な関係で校長会から、区長会から、公募の市民ということで4名、以上全員で20名の会員ということで参加されております。以上です。

鈴木明子委員 どのような感じで、その会議とか、事業とかをやっているのでしょうか。1年に何回集まってとか、そういう会議とかは。

生活環境課長 今、平成19年7月に立ち上げさせていただいて、今年度の活動でございますが、アクションプランを作りまして、なおかつ、アクションプランでは、もう少し実行的にどうしていったらいいかということで、それぞれの分野を3つに分けてまして計画を立てさせていただきました。それを立てるのにつきましては、ここの中で役員会が行いました。役員会で見ていただきなら、会にお諮りをして内容を検討していただいている会議でございます。今までに3回くらいは、やっております。その内容で、例えば、今、ちょうど動いている内容で例を挙げますと、区長会にお願いして防犯灯とか街灯の関係の調査を含めて、それを蛍光灯に換えていったらどうかというプランを地域課と区長会の方にお願いをして調査活動をしながら進めていこうというのが一つ。それから先ほどちょっと言いましたが、環境家計簿というものを今までやってきております。これについては、もう少し学校を利用したり、あるいは、そういう団体組織をもう少し利用して普及的なものにできないかということで、今、練っていただいておりますが、それぞれ、それに適した人たちのグループに少しずつ素案をお願いして、役員会にかけるといような会議の持ち方と言いますか、しております。

委員長 ほかにございませんか。

永田公由委員 入り口の1階に市の特産品やなんか、いろいろ飾ってあるところがあるではないですか。あの管轄は市民課ですか。

市民課 庶務課で管理しております。

永田公由委員 庶務課ですか。

委員長 ほかに。ないようでしたら、市民環境事業部に係わる歳入についての審査を、議案第1号についての審査を終了いたします。午後1時から再開します。歳入からです。

では、1時10分ということでお願いします。

午前11時58分 休憩

午後1時09分 再開

委員長 少し早いですが、休憩を解いて再開します。初めに、先ほどの答弁について健康づくり課の方から説明があるそうです。

健康づくり課長 先ほど181ページの妊婦一般健康診査の単価の問題で訂正をさせていただきたいと思います。1回あたり7,560円で、5回になった場合という質問の中で、2万4,000円くらいとお答えをしましたが、1回あたり7,560円でありましたが、平成19年度は2回やっておりますので1万3,930円で、5回平成20年度からやるわけですが、5回分で3万4,100円ということで訂正をお願いし、お詫び申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、歳入について説明をお願いします。

会計課長 大変お疲れのところだと思いますが、一般会計の歳入の概要について説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最初、決算説明資料で説明させていただきますけれども、8ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。一般会計歳入決算額比較表でございます。市税につきましては、一番上の行にございます。収入済額が100億3,693万5,129円ということで、いよいよ100億円を突破したわけでございます。前年度対比としましては10パーセント、8億9,263万円余の大幅な増となっております。これにつきましては、地方への税源移譲が所得税から住民税へ固定資産税の伸び等があったためでございます。不能欠損額、真ん中のところでございますが、8,019万9,763円ということでございます。これにつきましては、前年度対比49パーセント、7,636万円ほど減っております。平成18年度につきましては、不良債権等、法に基づきまして、特に企業等を中心に処分をさせていただきましたので大きな数字になりましたが、平成19年度につきましては、個人を中心に行うということでございます。収入未済額は、5億5,959万9,691円ということでございます。収納率でございますが、94.01パーセントということで、前年度対比1.26ポイントの増ということになっております。

続きまして、9ページをお願いしたいと思います。市税の徴収実績対比表でございます。税目ごとの内訳を記載してございます。前年度対比としましては、個人市民税、一番上でございますが27.7パーセント、7億3,570万円余の増。法人市民税につきましては、7.5パーセント、逆に7,981万円余の減ということでございますし、その下、固定資産税につきましては、4.9パーセント、2億1,944万円余の増ということでございます。個人市民税の増につきましては、納税義務者の増、税制改正による定率減税の廃止等によりまして、法人市民税の減につきましては、景気が低迷しているということで、製造業、サービス業等の減がございます。また、固定資産税の増につきましては、大規模家屋の建築増、エプソンイノベーションセンター等がございますが、建築増によるものです。

その下10ページでございます。市税不能欠損総括表でございますが、不能欠損の区分のうち件数が一番大きいのは、時効の4,648件ということでございます。時効というものの説明につきましては、一番下に書いてあるので御覧いただきたいと思います。全体の83パーセントということでございますし、税目別の金額では、固定資産税・都市計画税が4,141万3,453円で、対前年度比では8,362万円減っております。

また、8ページに戻っていただきまして、2款の地方譲与税をお願いしたいと思います。前年対比11パーセント、5億3,842万円余の減でございます。主な原因につきましては、所得譲与税が廃止になっているということで、5億4,084万円余の減等によりまして、航空燃料譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税等が、若干ですがふえております。

少し飛ばさせていただきますと、同じ8ページの9款地方特例交付金につきましては、減税補填特例交付金の廃止等によりまして、前年対比72パーセント、1億7,320万円余の大幅な減になっております。

10款の地方交付税でございますが、前年対比8パーセント、4億1,725万円余の減でございます。地方交付税の概要につきましては、決算説明資料の12ページに地方交付税の概要というところがございます。御覧いただきたいと思います。下から4段目のところ、普通交付税収入済額につきましては42億7,096万8,000円。これは、前年対比7.6パーセント、3億5,025万4,000円の減でございます。これにつきましては、市民税や固定資産税の、先ほど申しましたが増等によりまして減額でございます。

下から3段目、特別交付税収入済額につきましては、6億2,500万4,000円ということでございますが、こ

れは、前年対比9.7パーセント、6,699万9,000円の減でございます。これは、災害復旧費等の減等により、減額となったものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

12款からにつきましては、決算書で御説明いたします。決算書の20ページ、21ページでお願いしたいと思います。主なものだけ申し上げますのでよろしくお願ひしたいと思います。最初は20ページ、21ページの12款分担金及び負担金のところでございますが、下から2段目、労働費分担金、シルバー人材センター分担金がございます。これにつきましては、172万5,231円でございますが、朝日村から入金になったものでございまして、塩尻地域シルバー人材センターの活動補助金でございます。なお、塩尻市の負担金は、1,107万8,400円でございます。平成19年度末の会員数は707人で、シルバーの会員でございますが、塩尻市が670人、朝日村が37人、男性が439人で、女性が268人ということでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして次の22、23ページをお願いしたいと思います。一番上の行にございますが、市単農業農村基盤整備事業分担金でございます。174万2,735円でございますが、これは、水路工事等のものでございまして、26件分でございます。決算説明資料につきましては、14ページにありますので、また、後ほど御覧いただければと思います。また、農業関係費負担金明細は、計算説明資料の13、14、15ページに記載されておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、決算書に戻っていただきまして、同じページでございます。2項負担金、1目民生費負担金の児童福祉費負担金、保育料についてでございますが、収入済額4億3,009万2,826円でございます。19園の延べ利用者数は、2万796人、昨年は2万1,020人ございました。

同じ段でございますが、下から2番目の市外保育所入所児童負担金がございます。これにつきましては松本市、木曾町、穂高での入金でございます。延べ12人。保育料の実績につきましては、決算説明資料の16ページでございます。平成19年度の収納率につきましては、長時間保育料を含めまして、99.23パーセントでございまして、収入未済額は327万5,430円でございます。

再び決算書に戻っていただきまして、同じページの使用料及び手数料、1目使用料、1節総務使用料、下から2番目になります。駐車場使用料でございますが、これは、奈良井の中町駐車場の分でございますが、使用料は、1区画、月額2,500円ということで31区画でございます。

同じ決算書、次のページをお願いしたいと思います。24、25ページでございますが、2目の衛生使用料の斎場火葬料、待合室使用料の月別の件数につきましては、決算説明資料の19ページに詳しく記載してございますので、御覧いただければと思います。

下から2番目になります聖地の使用料につきましては、35件分で1,154万円。前年対比件数で10件、金額で348万円の増でございます。

同じページ、下から4番目になります。インキュベーションオフィス等使用料730万円余でございますが、これは、塩尻インキュベーションプラザの使用料でございます。13部屋をコンピュータ関連の会社等が使用しているものでございまして、使用料は、1平方メートルあたり、1カ月1,100円でございますが、合計564平方メートルを貸し出しをしているものでございます。

同じページが一番下になります。地域振興バスの使用料でございますが、これは、榑川地域の振興バスの使用料でございますが、281万2,500円ということで、1回100円で、延べ2万8,125人分でございます。前年対比、

6,814人と、だいぶふえているわけですが、これは、便数が2便から5便にふえたということが、主な原因でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。2段目公園使用料でございます。これは、小坂田公園等の使用料でございますが、収入済額につきましては、ほぼ前年と同額でございます。施設ごとに利用状況につきましては、決算説明資料の20ページに記載されております。1位は市民プール617万円余、2位がゴーカートで480万円余、3位がバターゴルフで212万円余、これが、公園の使用料の歳入でございます。

決算書に戻っていただきます。その下になります。市営住宅の使用料でございます。収入済額が6,680万2,200円ということでございます。

その同じページの3つ目のポツになります市営住宅駐車場使用料につきましては、吉田団地と床尾団地の分でございます。吉田団地が1区画2,000円、床尾団地が1区画1,500円ということでございます。市営住宅の徴収滞納の年度毎の明細につきましては決算説明資料の21ページに詳しく記載されておりますが、前年度収納率は、92.63パーセントということでございます。なお、本年3月31日現在の管理戸数は476戸でございます。入居戸数は447戸で入居率が93.9パーセント、昨年が92.3パーセントでしたから、よって若干伸びているということでございます。

決算書に戻っていただきまして同じページになります。一番下の欄に戻りますが、教育使用料のうち社会教育使用料でございます。決算説明資料の22ページに、生涯学習関連施設利用状況を詳しく記載してあるわけですが、利用者数、入館者数の前年との比較では、施設によって大きな幅がございます。特に、平出博物館については、ガイダンス棟が無料で開館したため大きく減となっております。木曽の4館につきましては、歴史民族資料館は伸びておりますが、4館全体では減となっております。これは、平成18年2月に開通しました権兵衛峠による開通効果が平成19年度になって増えてきたためかなというふうに考えているところでございます。

続いて決算書28、29ページをお願いしたいと思います。真ん中のところになりますが、保健体育使用料につきましては、決算説明資料の23ページ、体育施設利用状況を記載してございますのであわせて御覧いただきたいと思っております。全体の利用人数は39万7,983人、前年度対比では、利用人数で1万8,251人、使用料で約67万円ほど減となっております。減の主な原因につきましては、市立体育館が耐震工事のため平成19年12月から平成20年3月まで使用できなかったことが大きな原因だと思われま。

決算書に戻っていただきまして、総務手数料、1節徴税手数料、2節戸籍住民基本台帳手数料につきまして、下の方でございますが、まず、税務関係証明書の交付件数につきましては、全体では、前年度対比2,963件の減、支所での交付では524件の減となっております。戸籍・住民票につきましては、全体の交付件数は、昨年より444件の減でございますが、支所分では、979件ふえております。住基カードにつきましては、376件の発行でございます。昨年より260件、約3.2倍ふえているということでございます。

決算書に戻っていただきまして、32、33ページをお願いしたいと思います。中間の所から国庫支出金が始まるわけですが、国庫支出金の全体の収入済額につきましては、28億7,216万円余でございます。前年対比44パーセント、8億8,058万円余の増となっております。主な増のものにつきましては、まちづくり交付金、市町村合併推進体制整備費補助金、児童手当負担金等が主なものでございます。

同じページでございます。1項の国庫負担金、1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金のうち、上から4つ目

の知的障害者施設支援費負担金でございます。9,443万6,000円余でございますが、これは、西駒郷ほか、アルプス学園、今井学園等19施設への支援費の支払いに対するものでございまして、入所者が42人、通所者が41人に対する補助金でございます。

次のページをお願いしたいと思います。次のページの2段目になります。児童手当でございますが、負担金につきましては、年間延べ児童数7万9,995人に対するものでございます。これにつきましては、平成18年4月1日から3歳以上の児童の第一子、第二子が月額5,000円、第三子以降については、月額1万円を給付してきたものでございますし、また、平成19年4月からは3歳未満につきましては、一律1万円を給付となっております。その関係でございます。

同じページの上から三段目、ちょうど中間くらいになります。生活保護費負担金を御覧いただきたいと思っております。これは、165世帯232人に対するものでございます。生活保護補助費が3億5,815万円余への国庫負担金の4分の3を給付したものでございまして、以上、内容につきましては、生活扶助、住宅扶助、教育扶助等でございます。

次のページを、同じく決算書を御覧いただきたいと思っております。3段目でございます。2番目のポツ、まちづくり交付金の欄でございますが、これは高出保育園建設事業に対する補助金でございまして、高出保育園につきましては、重量鉄骨造り平屋建て、延べ面積が1,070.25平方メートルございまして、定員130人でございまして、建設工事費は、3億1,175万5,000円でございます。

その下の段になります。地域介護・福祉空間整備等交付金3,000万円でございます。これにつきましては、小規模多機能型居宅介護事業所クリア洗馬、洗馬にございますクリア洗馬と認知症対応型共同生活介護事業所ふきぼこ、これは協立病院のところにありますものでございますが、対するものでございます。クリア洗馬につきましては、平成19年12月に竣工いたしまして定員が24人。ふきぼこにつきましては、平成20年3月に竣工いたしまして、定員が9人というものでございまして、これにつきましては、要介護者が住み慣れた地域での生活を提供するというで開かれたものでございます。

同じページの中程になります。3段目くらいになりますか。中程の3目になります。労働費の国庫補助金の中の中小企業福祉事業補助金800万円、中間よりちょっと下になります。これは、塩尻筑南勤労者福祉サービスセンターに対する1,600万円の補助金に対して交付されるものでございますが、このように国庫の補助金として800万円が返ってくるものでございます。これは、また、後ほど御説明いたしますが、決算書の69ページにも、雑入で勤労者福祉サービスセンター運営費負担金314万4,000円がございまして、これは、山形村、波田町、朝日村が負担したものでございます。

同じページの下から3段目になります。商工費の補助金で、まちづくり交付金2億4,120万円というところを御覧いただきたいと思っております。これは、中心市街地活性化を推進するため、大門中央通り地区市街地再開発事業を支援したものでございまして、地盤調査、建築設計等を行い、県に変換計画の認可を得たものでございます。

同じページが一番下の段になります。真ん中のポツでございますが、街なみ環境整備費補助金3,510万円でございます。これは、奈良井宿のメイン通りと支線につきまして美装化しているものでございまして、平成19年度は370メートルを実施しました。完了は来年度、平成21年度を予定しておりまして、道路の美装化のほか小公園や水場を計画しておりますものでございます。

続きまして、次のページ、38、39ページをお願いいたします。一番上の段になります。北部公園事業補助金3,

000万円でございますが、これは、今年につきましては、暗渠工事183.5メートルとせせらぎ水路115メートルを工事したのに対する補助金でございます。

同じページの中程になります。安全・安心な学校づくり交付金というところがございますので、御覧いただきたいと思いますが、これは東小のプール建設に対するものでございます。3,186万5,000円でございます。工事費につきましては、1億858万円ございまして、高学年用が6コース、低学年プールが、10メートルかける10メートルのものを造ったものでございます。

同じページの一番下の段でございます。社会教育費補助金のうち、2行目の史跡等総合整備活用推進事業補助金につきましては、史跡、これは平出遺跡の整備事業のうち環境整備土木工事、これは、土盛りの工事と復元住居の建築工事、古墳時代の大型住居等に対するものでございます。

同じページの一番下になります。同じく社会教育費補助金のうち、重伝建の修理修景事業補助金につきまして、奈良井地区につきまして、修理事業が1件、修景事業が2件。木曾平沢、これは、平成19年7月5日に指定を受けましたが、木曾平沢地区につきましては、修理が6件、修景が1件に対する補助金でございます。

続きまして40、41ページをお願いしたいと思います。一番上でございます。同じく社会教育費補助金のうち、市町村合併推進体制整備費補助金1,900万円でございます。これは、図書館の図書の購入事業でして、平成18年度から平成19年度の繰越明許分ございまして、DVDが1,808点、CDを502点購入したものでございます。

その下の体育館改修事業でございますが、この1億8,000万円につきましては、市立体育館の耐震改修工事に係るものでございまして、コンクリート柱の補強工事、天井照明の設備工事、小屋鉄骨の補強工事等を行ったものでございます。

同じページの中程より下になります。地域児童見守りシステムモデル事業委託金6,870万900円というのでございます。これは、市内の9小学校の通学路の一部を対象とした見守りシステムを構築し、児童の安全を図るためにかかったものでございます。

次ページをお願いしたいと思います。次ページから53ページまでは県支出金でございます。全体の収入済額につきましては11億1,068万円余ございまして、前年対比40パーセント、3億1,832万円余の大幅増でございます。主な増といたしましては、県民税取扱委託金、市街地再開発事業の補助金や障害者介護給付費負担金等が伸びております。

それでは、下から4段目の段を御覧いただきたいと思います。生活保護費負担金でございます。これにつきましては485万円でございますが、これは生活保護法第73条の居住地がないか、明らかでない生活保護受給者については、都道府県は市町村が指定した各事業費及び支出事務費の4分の1を負担しなければならないことになっておりまして、法に基づいて県から支給されるものでございまして、本市の該当者数は延べ73名ということでございます。

次のページ、44、45ページをお願いしたいと思います。1節の社会福祉費補助金について、下から4番目になります。地域発元気づくり支援金のご近所住民支え合いマップ作成事業500万円でございます。これにつきましては、支え合いマップを作るに通じて、地域の支え合いを、安心して住めるまちづくりを進めるということで、高出の2区及び3区、櫛川の3つの地区の計5区で、社協に委託して実施したものでございます。例えば、高出では雪かきマップを作成いたしました。これは、アンケートで雪をかいてほしい人とかける人の申し出を受けてマップを作成したものでございます。櫛川の3つの地区では、災害に備えたということで、避難の必要な人、また、避難を手伝える人のアンケー

トを取りました。アンケートで行ったということは、プライバシーの保護等で、アンケートで行ったということになります。

続きまして次のページをお願いしたいと思います。46、47ページ。上から2段目になります。木の香る環境づくり推進事業補助金168万1,000円でございますが、これは、高出保育園の補助金で、床板、腰板に長野県産のヒノキを使用したことと、あと洗馬児童館で腰板と壁板に長野県産のスギ材を使用したということに対する県の補助金でございます。平成18年度は吉田ひまわり保育園と大門児童館が同じ補助金になっております。

それから3行下っていただきまして、同じく地域発元気づくり支援金の早ね・早起き・朝ごはん・読書推進事業でございます。121万5,000円でございますが、子供の基本的な生活習慣に立ち入った生活維持の向上のため、地域の関係機関や団体等と連携して市民運動として推進していくということございまして、推進委員会を開催したり、また、市民の集いを平成19年9月8日に開催したり、あと標語コンクール、キャンペーンソング、体操等を作っております。

同じページになります。一番下の段の下から3つ目のポツでございますが、レス技術導入促進事業補助金27万3,000円でございます。これは、化学肥料、農薬などを削減した栽培技術の意識検査を図るものございまして、洗馬農協管内の9つの農家、9農家で、4.9ヘクタールで行ったものでございまして、対象は、レタス、白菜、キャベツ等でございます。平成17年度から3年間に実施というものでございます。

次のページをお願いしたいと思います。48、49ページになります。林業費補助金のうち、下から2番目の鳥獣被害防止のための緩衝帯整備事業補助金でございます。190万9,000円でございますが、これにつきましては、北小野の上田、洗馬の元町、宗賀の牧野・本山の3箇所、計10.9ヘクタールを植栽や除間伐などを整備し、緩衝帯の設置によりまして、野生鳥獣による農産物の被害を防止したものでございます。

同じページになります。中程になります。2つほど減らしまして、合併特例交付金の地域振興バス整備事業でございます。これにつきましては、地域振興バスの槽川勝弦線を運行するため、29人乗りの小型バス2台を購入したものの県の補助金でございます。

同じページでございます。1段減らしまして、土木費県補助金、住宅費補助金でございます。住宅等推進事業補助金、耐震診断業務委託に対するものございまして、耐震診断が131件、耐震改善が14件に対する補助金でございます。

同じページの一番下になります。同じく地域発元気づくり支援金でございます。社会教育費補助金の木曾漆器の技体験工房設置事業でございます。これは、木曾漆器館の展示室を改装いたしまして、ハード事業としては、うるしの体験工房を新設いたしました。また、ソフト事業といたしましては、漆器作りの体験講座、パンフレットの作成等を行ったものでございます。

続きまして50、51ページをお願いしたいと思います。真ん中辺になります。2節の観光費補助金、地域発元気づくり支援金、塩尻駅前ゲートウェイプラザ整備事業400万円でございます。これにつきましては、駅前の立地条件をいかしまして、市内の観光案内、ワイン、漆器などの特産品の紹介の場として開設したものでございまして、塩尻駅前にインフォメーションセンターを開設いたしまして、観光案内、ワイン、漆器などの家具の紹介をしたものでございます。これは、観光協会へ運営を委託したものでございます。

同じページの一番下になります。総務費委託金のうち県民税の取扱委託金でございます。1億6,558万円余でございます。先ほどもちょっと御説明いたしました。昨年より8,161万円余の大幅増となっております。これにつきましては、税源移譲等によりまして算定方法が変わったものでございまして、平成18年度までは、県民税の振込額の

7パーセントと納税通知票かける60円を足した額を支所から交付していたものでありますが、平成19年度からは納税義務者1人あたり4,000円を交付したものでございます。それによって塩尻市の委託分がふえているということでございます。

次のページ、52、53ページをお願いしたいと思います。中段のところ、ちょっと下になります。社会教育費委託金の小段遺跡発掘調査事業委託金150万円でございますが、これは、平成18年度に行いました県道上今井洗馬線拡幅工事に伴う小段遺跡の発掘調査につきまして、平成19年度で、その整備や調査報告書300部の作成等を実施したものに對する補助金でございます。この遺跡からは、縄文中期、後期、遺跡住居社17や土偶等が出土しています。

同じページの下から4段目の行でございます。農業費委託金、頭首工台帳整備委託金240万円でございます。これにつきましては自然環境のためで、長野県土地改良事業団体連合会をお願いして、市内の頭首工を調査し、台帳を作成したものでございます。平成19年度は60箇所、1箇所4万円でございますので、かける60箇所ということで240万円入ってきたわけでございます。平成20年度につきましては70箇所、平成21年度につきましては90箇所を予定しているものでございます。

続きまして、54、55ページをお願いしたいと思います。一番上の段でございますが、財産貸付収入のうち土地建物貸付収入につきましては、決算説明資料の26ページに明細がございますので、御覧いただきたいと思いますが、対前年比では、件数で3件、金額で312万円余減ということになっております。

同じ決算書の下から5段目になります。5段目の段にあります市有地売払収入につきましては、17件の分でございます。これにつきましては、決算説明資料の27ページに明細を記載してございます。金額では、前年度対比5.2倍、3,132万円余ふえております。主なものにつきましては、大門一番町の旧商業振興会館の土地建物売払収入が3,544万円でございます。それが主なものでございます。

決算書に戻っていただきまして、同じページの下から2段目のところでございます。財産売払収入のうち物品売払収入につきましては、櫛川、これは、先ほどお話ししましたバスを買ったということで、振興バスとして使用していましたが中古品の車を競売にかけたものでございます。この車は平成10年車の、距離が20万8,000キロメートル、2,980CCの車、トヨタのコンピューターでございますが、これを売ったものの収入で、50万9,250円ということでございます。

次のページをお願いいたします。56、57ページ、一般寄付金でございます。寄付金につきましては、物品、現金等をあわせて21件ございました。一般寄付金の上から4つ目のポツになりますが、土木費寄付金の3,000万円につきましては、吉田原土地区画整理組合から長者原踏切改良にと市に寄付があったものでございます。

56ページの一番下から58、59ページの基金繰入金につきましては、決算説明資料の28ページに記載してございます。財政調整基金で3億542万円の繰り入れ、繰入額につきましては、対前年度比1億793万円の減で済んだということでございます。

決算書に戻っていただきまして、次の58、59ページでございます。下から2行目の段でございます。財産区繰入金につきましては6万5,259円でございますが、平成19年8月5日に執行されました宗賀財産区議会議員一般選挙、定員7人、北小野財産区議会議員一般選挙、定員10人に伴う財産区からの繰入金でございます。2つとも無投票でございました。

少しページを飛ばさせていただきます。64、65ページをお願いいたします。一番下の欄になります。総務費雑入

の上から4番目になります。交通事故等賠償補填金でございますが、これは8件分で50万9,050円ということでございます。損害保険会社及び全国市町村物件災害共済会からの入金となったものです。

このページの一番下の退職手当他会計負担金4,113万5,439円につきましては、企業会計及び社会福祉協議会からの入金でございます。

次のページをお願いいたします。66、67ページに行きます。一番上の総務費雑入のうち、2行目になります。松本広域連合交付金2,414万円余でございます。これは、松本広域連合事務局へ派遣している3人の職員の人件費でございます。

その下、一般コミュニティ事業助成金250万円でございます。これは、北小野宮前区に対して、和太鼓の購入に対する補助金でございます。これは、和太鼓を通して、青少年の健全育成、地域のコミュニティを図るということで買ったものでございます。宮太鼓、田楽太鼓等を購入したものでございまして、長野県市町村振興協会より入金になったものでございます。

そこから4つほど下りまして市有物件共済金でございます。これにつきましては、全国市有物件災害共済会から入金になったものでございまして、自動車の共済返戻金、建物総合損害共済返戻金、自動車物件の事故等に伴う市有物件の共済金等でございます。

それから4つほど下っていただきます。塩尻市光通信網接続負担金でございます。157万8,240円でございますが、辰野町、箕輪町、木曾広域連合から入金になったものでございます。

それからだいぶ下りまして、下から4つ目のボツでございます。市町村振興宝くじ基金交付金1,656万円余でございます。これにつきましては、財団法人長野県市町村振興協会から前年度サマージャンボ宝くじ収益金の100分の50にあたる額、県内では約5億円になりますが、均等割25パーセント、人口割75パーセントで各市町村に交付されたものでございます。

同じページになります。一番下の段になります。2節民生費雑入で3行目になります。共同作業所作業収入につきまして159万8,476円でございますが、社協の榎川共同作業所とNPO法人マシュマロの宗賀共同作業所の分でありまして、榎川共同作業所が78万7,709円、宗賀共同作業所が81万771円でございます。

同じページの下からの3行目のボツになります。太陽エネルギーフィールドテスト事業補助金でございます。これは、ふれあいセンター洗馬の太陽光発電に財団法人新エネルギー財団から入金になったものでございまして、補助率は2分の1でございます。

その下の障害者福祉施設等利用者負担金38万4,000円でございます。これは、榎川共同作業所訓練事業利用者の他市町村の負担金でありまして、木曾町から入金になったものでございます。

次ページをお願いしたいと思います。68、69ページの真ん中よりちょっと下になりますが、労働費の雑入でございます。先ほどちょっと御説明いたしましたが、勤労者福祉サービスセンター運営費負担金でございまして、314万4,000円ございまして、波田町、山形村、朝日村からの負担金として入金したものでございます。

同じページ、その下の5節になります。農林水産業費雑入でございます。その農林水産業費雑入の上から4行目のボツになります。維持管理適正化事業交付金936万円でございますが、これにつきましては、長野県土地改良事業の団体の方からの入金でございまして、諏訪洞揚水機場と東山第2送水機場の土地改良施設の維持管理を行うものでございます。

次のページをお願いしたいと思います。70、71ページでございます。消防費雑入でございますが、その3つ目のボツ、高速自動車道救急業務支弁金につきましては、1,038万3,795円につきましては、中日本高速道路株式会社より入金したものでございます。救急隊を維持する費用として、松本広域連合に支払ったことに対するものでございます。塩尻市の担当するところは、上りが塩尻北インターから岡谷インター、下りは、塩尻インターから松本インターということでございまして、この1,038万円の出し方につきましては、救急隊1隊の維持する費用に、出勤回数の割合とかインター係数等をかけたものが、この数字になったものでございます。

同じページの教育費雑入の7行目になります。短歌大学講座受講料61万5000円につきましては、短歌フォーラムの選者でもあります岡野弘彦氏、馬場あき子氏等の講座、5回分の延べ537人分の受講料でございまして、1コース1,500円ということでございます。

70、71ページ、下段からの21款市債につきましては、決算説明資料29、30ページに借入状況等を記載してございますので、よろしくをお願いしたいと思います。以上でございます。

委員長 10分間休憩します。

午後1時54分 休憩

午後2時05分 再開

委員長 休憩を解いて再開をいたします。何か質問はございますか。できるだけ関連はまとめて質問をして。

古畑秀夫委員 53ページの備考の一番下のところ、頭首工のだと60箇所、また、来年、再来年というような計画があるってということで、これは、県からの委託でやって、全市こういうふうに行っていくということなのかどうか、ちょっと細かいところの説明をお願いします。

会計課長 県からの委託、県の補助事業でございまして、自然保護、自然保全というようなことでやっていることでございまして、先ほど申しましたが、平成19年度60箇所、平成20年70箇所、平成21年90箇所ということで、一応、災害等で、もし頭首工の改良工事を行うとしたらいくらかかるかということで、40万円以上かかるのではないかなという箇所だけ調査をする。受益者が2件以上、1件だと自分のものということになってしまうので、受益者が2件以上のものをやるということで、区長さんや水利組合から情報を得てやるということでございます。

古畑秀夫委員 そうすると、そういう協力をしていただいた人たちもいくらか、市から手数料というか、そのようなものはやっているということですか。

会計課長 一応、この240万円につきましては、長土連、長野県土地改良事業団体連合会の方へ支払うということでございますので、この240万円から出ているわけでございますが、ちょっと、はっきりと。

古畑秀夫委員 県の方からのやつはわからないということですか。

会計課長 いえ、市の方から、例えば、区長さんなり、設計会社なり、お礼というものは支払っていないということでございます。

古畑秀夫委員 県の方からは出ているとかということは。

会計課長 出ていない。

古畑秀夫委員 なし、ゼロですか。

会計課長 ええ。

中原輝明委員 関連で、先ほど4万円と言いましたね、1件。その単価というのは適当であるか、適当でないか。長土連というのは、第2団体ですね、県の天下りの連中が行くところですね。しかし、適正であるか、ないかというのは、よく、いつも言っては、ただ、言うなりにならないで、これもおかしいと思うのです。小曾部のも見たけれど、ただ、来て歩いただけだよ。それで4万円か。やはり、笑い事でない、人の金だからいいわでなくて、頼みます、その辺を。

会計課長 台帳をきちんと作りますので、写真を撮って、台帳を作って4万円でございます。

中原輝明委員 その台帳をちょっと見せてください、私に。できていますか。

会計課長 できています。手元にはございません。農林課の予算です。

中原輝明委員 きちんと見せた方がいいです。どんな台帳ができていないか知らないが、あんなもの適当なものだと思いますよ。

委員長 ほかに。

永田公由委員 地方交付税のいわゆる算定というか、国から来るのは、これを見ると一般会計のいわゆる基準財政需要額と支出というか、基準財政収入額との差で来ていますよね。一般会計でいいわけですよ、基準財政需要額。こういう決算状況などをもらったとき、これは、普通会計でやっているのですよね。いわゆる塩尻市の現況を見る場合には、どちらを見て判断するのですか。例えば、普通会計の方が正確にその数字が出ているのか、それとも一般会計の方が数字が出ているのか、どちらですか。

財政課長 交付税の算定につきましては、一般的に、標準的な基準のレベルとか想定しながら、標準的にかかる経費を基準財政需要額として積算し、その収入となる分を基準財政収入額を積算して、その差額が根底となるわけですが、これも、これは、従って、言ってみれば、一般会計を対象としたものになります。たまたま普通会計については、これは一般会計に含めてあってもいいと思われる会計、住宅新築とか、奨学資金の関係ですけれども、ただ、これは、お金の出し入れがありますので、特別にと言いますか、特に分けて会計にしてあるものなものですから、言ってみれば、むしろ奨学資金とかそういったものは、すでにもう一般会計に含まれているという考え方でいいかと思えます。

永田公由委員 起債の関係ですけれど、一応、いつも言われているのは、20億円以内で合併特例債は別枠だという考え方なのですよ。当然、合併特例債もある程度返していけないといけなくのだけれど、合併特例債について、別枠という考え方というのは、どういったことに基づいて別枠で考えているわけですか。

財政課長 この20億円という枠は、少し前の時点からこういった形でやってきまして、それは、事業量等々を勘案しながら、市の財政規模等を見ながら20億円というような形にしておりました。平成17年に合併いたしました、合併に係る経費ということで、いろいろ必要になってくるということの中で、国でも合併特例債を特別に交付税措置を厚くしたりして設けたわけでありまして。従って、言ってみれば、従前の20億円がそのまま継続、一方では、それはしておりますし、新たに平成17年度以降は、合併特例債で対応できるものはしていきたいということで、別枠にさせていただいたということでありまして、いわゆる20億円の中のものでありまして、合併特例債が充当可能なものであれば、一番有利な起債でありますので、それを置き換えてやっていくという運営は、していきたいと思っておりますけれども、そういうことで、今までのものところへ新しく合併によって、そういう起債の充当が可能になったものから、別枠として考えさせていただいたということでありまして。

もう一つ枠外として考えておりますのは過疎債で、これも楢川村、地域的には、事業に充てられるというものがありますので、そういう特別なものでありますので別枠として考えさせていただいているということでありまして。

永田公由委員 合併をとおして、一応、55億円という枠を合併特例債については、はめましたよね。現在、現時点では、そこまで行っていないのだけれど、55億円、もし発行した場合、いわゆる市の純然たる負担というのは、10年でいくら返さないといけないのですか。10年で計算して。

財政課長 確かに55億円ということについては、合併協議をさせていただいているときから、その見込みの事業の中では、だいたい55億円くらいになるかということで、そういう話がありましたけれど、当時から市長も、もし、一般的な事業債を合併特例債に振り替えられることがあれば、それを使っていくということで、従って、55億円は、マックスではないということは市長も申し上げていたと思いますけれども、そういう状況の中で、事業に対して、合併特例債95パーセントの充当率で、それに対して7割の交付税算入措置がございますので、55億円を借り入れた場合には、55億円の3分の2は交付税算入されるということになります。従って38億5,000万円が交付税措置、単独分は単費になりますので、16億5,000万円ということです。

永田公由委員 よく一般の市民の人たちが言うのは、市長は、何かというと体育館をやるにしても合併特例債があると、交流センターは合併特例債があるというようなことを言うのだけれど、それだって借金ではないかと、こういうことをよく言うのです。それは確かに言われているとおりで、合併特例債とかをそんなに使って、いろいろやっつけていいのかという声が結構あるのです。交流センター反対だとか、そういうことは別にしてね。しかもそこで、常に20億円というものが、言ってみれば、満額でほとんどこうせざるを得ないような状況ですよ、基金がああいう形になってきていて。そうした場合に、ある程度、合併特例債についても、枠と言えば変なのだけれど、抑え気味にいかないとこれから将来負担というものが大きくなると思うのだけれど、財政課長はその辺どういうふうに見込んでますか、将来的に。

財政課長 一応、20億円の方ですけれども、そういった枠は設けておりますけれど、これは、あくまで上限として定めさせていただきまして、実際については、これをはるかに下回る額で、今、借入れについては、やらさせていただいておりますし、合併特例債につきましては、この平成19年度までで言いますと10億8,000万円ほど借りております。このうち基金を創成してまして、それに対するものは8億5,000万円ばかりありますので、この平成17年、平成18年、平成19年の中での建設に要した生の数字というのは7億3,000万円程度であります。従って、今回見直しました、この3月に見直しました財政フレームの中でも、平成24年までの間でも、体育館とか交流センターも含めながら、50億円という枠を設けておりますので、そうしますと、それを足しても60億円くらいになってまして、可能額とすれば100億円ございますので、そこまでは、とても使う予定はないということでありまして、ただ、先程申し上げているように、非常に有利な起債でありますので、どうせ一般的なと言いますか、事業をやるときに普通の起債を借りるのであれば、それに代わって合併特例債の対応が可能であれば、もちろん、充当していきたいというふうに考えていますし、ただ、期限が合併の10年の平成26年まででありますので、その中で有効に使ってきたいというふうに考えております。

中原輝明委員 関連で、聞きたいが、合併特例債は、確かにいいです。いいけれども、それを50億円使っても、60億円使っても、それはいいと思うが、これはあくまでも借金です。一般の社会資本の整備には影響はないわけですか。私の言いたいのは、予算にしても、縮小しろ、縮小しろで、それによって、しわ寄せが来るということになれば、市民にとっては、誠に遺憾千万です。その見通しというのはどうですか。だから私が言いたいのは、今までの当初予算をまだ縮小してやらなければいけないという事態を受けるか、受けないか。それは、こういうことです。これからの地域が、どんな市民からの要望でも、一般社会資本の整備について要望が出てくると思う。それに対して、あっちをやった、こ

っちをやったで予算を抑えなければ、圧縮しなければだめだということはないか、あるか。あれば困ります。ないためにも合併特例債を使って、そして、体育館も市民交流センターも造って、今までの社会資本は同じようにやっていくという姿勢でないとまずくないですか。それをとても心配しているのです、みんなが。その辺は副市長ですね。

副市長 ちょっとむずかしいところがございますけれども、そのために事業選択があり、財政フレームと言いますが、計画財政をやっていこうということだと思っております。合併特例債があるからやるのではなくて、いろいろな必要な施設整備とか事業があります。そういうのを実際やるかどうかというときに、財源をどうしようかということになると思われます。合併特例債というのは、6割5分くらいの法律補助なのです、要は。だから、できるだけそういうのを使った方が、ほかの財源がほかの資本整備に回るということですので、できるだけ、そういうものを使えるものは使った方がいいのではないかと考えています。ただ限度額がもちろんあります。だからその範囲内で、使えるものは使った方がいいのではないかと。ただ、先ほど言ったように、それにしても借金ですから、その辺は、何年度でどのくらいの償還が生じるから、これくらいのお金は確保して、これくらいな建設投資は必要だというようなことをやるわけです。そのために財政計画というのがあって、財政フレームというものを作って、そこで、3年間の実施計画があったり、毎年の予算編成をしていくという、そういう段取りでやっているわけです。では、このままどんどんどんどん社会資本整備をやっていっていかどうかと言いますと、それは、今の時点で考える社会資本整備というのは、一応、財政フレームだとか、実施計画に、今、載せてありますので、そのとおりやりたいのですけれど、これは、なぜ、毎年毎年見直していくかという、国の補助制度も変わってきますし、それから景気動向によっても非常に左右されるところがありますので、そういうのを見ながら、実際にゴーサインを出すのは、毎年度毎年度の予算編成のときに、この事業はやっていこう、こういうものもやっていこうということで振り分けしてやっていると思うのです。だから、このまま、ほかの事業にしわ寄せが来てしまうので、やっていってもいいよなというようなことは、今、ここでは、いいですよとも言えないですし、その年、その時によって、考えていけないといけないのだろうなど。ただ、一つの大きい事業をやると、当然、それはほかの事業に絶対影響はないかというところがあるわけですね、必ずそっちにお金は回ってきますから。でも、なるべくそれを少なくするためにどうしたらいいかというのを、それは、例えば、まちづくり交付金とかそういう有利な助成制度を使ったり、合併特例債というようなものを使った財源選択をして、なるべくしわ寄せをほかのところへ及ばさないように運営していくというところを、今、やっている、そういうことで答弁になっているかどうかわかりませんが、御理解をいただきたいと思っております。

中原輝明委員 それで御理解しろって言っても、御理解できないものだが。ただ、私が心配するのは、今、副市長の言われるように目的を達成するためには、やはりしわ寄せは来ると思う。これは、当然なことだと思う。ただ、しわ寄せをいかに縮小して、今、言ったとおり、いわゆる社会資本の充実に専念しなければいけないということが基本だと思うけれど。それは、やはり、今、一般の皆さんが心配しているのは、交流センターもしかり、体育館もそうだけれども、20億円とか50億円というものを簡単に使っても、社会資本の整備が、同時に、私も同じようにとは、これは来ることは承知です。わかっているけれども、それも最低限にしてやっていくという、これは、説明責任だと思うが、副市長の言われるように。それらがはっきりしていないものだから、なかなか不安を感じているのが今の現状だと思います。その辺を職員も、我々も一体となって、みんなで努力していかないといけないと思うが、社会資本の必要性というものも、十分勘案して進めていってほしいというのが私の願いです。

副市長 わかりました。ありがとうございます。確かにそういうことだと思っております。だから、財政運営の中でどう

やっていくかというところで、ただ、できれば何もやらない方が、もしかしたらいいかもしれないですけども、ということは、地域の産業に及ぼす影響とか、いろいろ波及する問題もあります。そういうようなことを全体のバランスを考えながらどのくらいの投資が必要かとか、そういうことを財政計画で作りまして、うちの今の力だとこれくらいの投資は大丈夫だなということで、一応、交流センターとか、大きい事業としては体育館とか、そういうのを、この体育館も25億円から30億円くらいのところならいけるのでないかという判断をさせてもらって、財政計画には載せてあります。ただ、それを今度、また議会と相談しながら、何年度にゴーサインを出すかというのは、これから、また、相談していきたい、そういうことでありますので、例えば、一つの事業というのは、そういうぐあいにやらせてもらっていますので、議会からも御心配いただく面があると思いますけれども、これは、健全財政の堅持というのは、ずっと市長が言っておりますし、市民の皆さんにそういう迷惑をかけないというのは大前提だと思いますので、そのようなことを心掛けてやっているつもりですので、そのために事業選択とか、そういうことをやらせてもらっています。また、いろいろそういう面で御提言いただければと思います。

塩原政治委員 要するに20億円という上限があるわけですよ。そうすると20億円の範囲に合併特例債を含めて20億円でやっているのか、あるいは、合併特例債、先ほど9割の7割と言いましたね。そうすると63パーセント、そうすると37パーセントが普通の起債になるわけですよ。そういう形で、それを含めて20億円でやっていくのか、あるいはまた、全然、20億円は別で、有利な特例債ということで上乗せしているのか。基本的には、真ん中だと思いますけれど。どのような感じですか。

副市長 予算編成の段階では、合併特例債とか過疎債ですね、その関係については、一応、別ということでやらせてもらっていますけれど、先ほど財政課長が言ったように、一般の方だけでも20億円はいいない、そういうところでございます。一応、20億円の枠を設けたということは、一般のところ20億円くらいが、うちとしては20億円くらいに抑えようねというところでやらせてもらっていますので、それプラス、合併特例債とか過疎債というのは、結構、交付税のバックがあるので、一応、その上乗せの範囲でやらせてもらっているのが、今の予算です。

塩原政治委員 ただ、20億円というあれがあって、使っていないからいいということじゃなくて、合併特例債は使ってもいいという考えでなくて、例えば、先ほども言ったように、37パーセントが一般の形になるわけですよ。その37パーセント分を含めても20億円を超えないという、普通はスタイルでいかないと、やはり、あるとき突出して40億円くらいの起債が出るという感じになるのではないですか。

副市長 説明が下手で申し訳ございません。財政計画を作って、20億円くらいは投資できるねという一つの線です、我が市の。ですから、その範囲でやっていこうと。ただ、先ほど言いましたように、財源選択としてなるべく有利な方を、それでも使った方がいいねというのをやりますので、一つの全体の計画を作るときに、これだけのところで抑えましょうという、一つの概念をそこでとっているだけの話ですので、よくわかりますけれども、最終的には、やはり、入るのと出るのと、だいたいこのくらいかなというやつを予想しながら予算を組んでいきますので、なるべく出ないようにやっていかないと破綻してしまうと思いますので、気をつけています。

金田興一委員 ちょっと教えてほしいのですが、政府が合併特例債、塩尻市は110億円ですか。ただ、使えないような枠をくれるわけではないと思うので、合併特例債にしる、過疎債にしる、塩尻市には、あてはめられた枠、算出の根拠と言いますか、どういうことでそういう金額が出てきているのか、今言った、例えば、100億円あっても30億円しか使えないというのは、100億円はいらないわけです。極端に言えば、100億円使って、まちをきれいにしる

よ、よくしるよと言って枠をくれたと思うのです。だから、どういう根拠で枠があるのか、私もわからないもので。

財政課長 合併特例債の枠につきましては、その合併した自治体の規模、組み合わせによって基準がありまして、ちょっと細かい積算は、私の頭の中では説明できないのですけれど、塩尻市と榑川村の場合には、人口とかいうものを加味しまして、基準が合併の組み合わせの、私どもの場合は2つですから、市と村ですから、その基準の額がありまして180億円になっていますけれど、それに人口の補正率等がありまして、うまく説明できないのですが、そういう加味した計算式があります。ですから人口規模によっても変わってきます。また、組み合わせの市町村の数によっても決まってくるわけです。そうしたものがありまして、私どもでは、約104億円までは可能ですよというものが算出をされているということでもありますので。先ほどの20億円については、本会議でも御質問があったとおり、そこまで使わないで下げてもいいのではないかと、合併特例債とか過疎債が別枠にあるので、いいのではないかと御意見もありましたけれど、これは、先ほど申し上げたとおり、今までの経過もありまして、20億円というふうに上限として定めさせていただいているわけでありまして、実際の借入額を決めるときには予算編成から始まって、合併特例債とか過疎債をあわせたものが、当然、それは足し算すれば出ますから、予算規模の中にあつてどのくらいの割合になるか、従って、今年度については、どういった負担になってくるとか、当然計算をさせていただいていますし、基本的には、借入額が、一方では、公債費として歳出の方では返済をしていますので、それとのバランスを見ながら、それを上回ることはないようにというような基本的には考え方の中で、時には、それは逆転する場合もあるかもしれませんが、長期的に見れば、返す額を上回る借入れはしていかないという、そういった方面から見ながら、いろいろな部分から検討しながら借入額を決めていくということになります。従って、財政フレームの中でも5年間のスパンを決めていますけれども、その中身は単年度の積み上げでありますけれども、5年間の中でやったときには、どういう状況にいけるということを、計算の試算をしまして作らせていただいておりますのでよろしくをお願いします。

金田興一委員 ちょっと素人で、私もわからないのですが、要は、国は第2の夕張を作るために枠をくれたわけではないですね。極端なことを言えば、この枠を全部使っても第2の夕張にはなりませんよという枠だと思うのです。そのために基準額を決めたり、人口補正率を出したり、組み合わせを見たりしていると思うのです。だから、今、使う使わないは別にして、どういう基準で枠が塩尻市に104億円与えられているのか。それと、一般的に政府とすれば、与えられた枠に対してどのくらい使うということを予想しているのか。当然、ほかの市債の関係もありますけれども、あるいは、あわせてなのか、別枠で考えているのか、これは、政府の考えだけでも。

副市長 今、財政課長が説明しましたけれども、合併特例債というのがなんでできたかと言いますと、国がこれから、地方分権やなんかやっていくときには、一定程度の規模がないと市町村として運営ができないだろうというのがあって、合併の年数を決めて、いつからいつまでの間に合併をしたら、こういう特例措置がありますよという、そういう策を、いろいろあめ玉を出したわけです。その一つが合併特例債で普通の事業を、合併すると村の方には、いろいろなものが整っているけれど、こっちには整ってないから、それをあわせるためにいろいろ事業をやらないといけないのだけれども、そうすることによってどんどん借金をしていったのではうまくいかないから、その借金をする代わりに、こっちの特例債で借金をすれば国の方でしっかりみてやるよと、お金を交付税で措置してやりますよと、そういう制度を作ったのです。だから、それを夕張とかそういうことでなくて、それをやるために顔見々ではいけませんので、例えば、合併する市町村とか、人口が何万人の市町村ができればいくらというような、そういう係数を出しまして、それにあてはめていくと塩尻市の場合は104億円くらいの枠になりますよと、そういうことなのです。それを国は全部使ってもいい

よとか、そういうことは言っていないのです。104億円の範囲で、一定のそういう条件にあうような事業だったら、それを使ってやってくださいという、そういう措置を、あめ玉です。

金田興一委員 それは、よくわかるのです。確かに、それぞれの市町村の財政規模なり、財政状況があるので、特例債をどのくらい使うかというのは、それぞれ健全財政を持っていくためには、決めなければならないけれど、せっかく、こういういいものがあるのに、安全ばかり考えて有利なものを使わないというのは、私は、もうちょっと宝の持ち腐れになるのではないかと、ぎりぎり、安心していただけるのが、今の55億が、本当に、この将来安心していける限度なのか、あるいは、20億円を含めても、本当に安心していけるのは、一体いくらなのかということを知りたかったのです。

副市長 55億円というのは、合併したときに、議員さん方が、100億円とかあるから何でも使っては、あとになってお金を返すときに、そうは言っても困ると。だから半分くらいを目安にして、新市の建設計画というものを作ったわけですが、その中で55億円くらいなら行けるのではないかとということで、55億円という一つのうちの予定枠を作らせてもらいました。でも、今、委員さんの御指摘のとおり有利な起債ですので、できるだけ普通のお金を借りるよりも、そっちのお金を借りた方がいいですから、そういう財政運営をやっていきたいということです。もちろん、必要以上の事業はやってはいけませんから、その辺は事業選択でやっていこうということで、毎年計画を立てさせてもらっています。

金田興一委員 例えば、塩尻市の場合、起債制限比率はぎりぎりどこまでを、一つの、今の財政担当とすれば考えているのか。

財政課長 起債制限比率とか、公債比率とか、今は、実質公債比率というのが基準になっていますけれども、これは、18パーセントで起債の制約が、借り入れの制約が決まっているわけですが、もちろん、これを超えるような財政運営というのは、もともとからあってはならないことですので、そうした意味では、そういうやたら使いまくるといことは全く考えておりません。ですけれども、それには、やはり、先ほど申し上げましたが、計画財政が必要になってきますので、今回も向う5年間を見通させていただきまして予測される事業を想定し、使う起債はどのくらいになるのかという計算しながら、あと、基金の残高とか、そういうものをシミュレーションしながら、そういうふうな18パーセントなりの基準値を超えないような基準での財政計画を作っています。従って、そうならないようにしていくのが、私は財政運営だと思っていますので、そういう形でやっていきたいと思っておりますし、ただ、5年の枠というものを作りましても、これは鋼鉄製の固いフレームではないと思っています。従って、毎年の図面にありますけれども、そのとおりにきっちりやっていかなければいけないというものではなくて、やはり施策の裏付けになるものが財政面ということになりますから、そういう意味で行政運営というのが生き物であれば、当然そこには、ある程度の柔軟性が財政運営としてなければいけませんので、例えば、5年計画の2年次にぼんとなることが出た場合には、次の3、4、5年次は少し抑えるとか、そういう5年の一定の長い期間の中での、そういう柔軟性もある程度は必要になってくるのではないかと。従って、そういうカタカタの鋼鉄製のものではありませんし、枠としては、今の新素材のような柔軟性のある、そういう枠だというふうに思っていますので、ただ健全性は損なわないようなことを常に意識しながら、数値としても出ていますので、それぞれのシートが、それを意識しながらやっていくことが大事だと思います。

永田公由委員 国庫補助の関係で、41ページの市町村合併推進体制整備費補助金というのがいくつかありますが、これは平成19年度で終りということですか。平成20年度は。

財政課長 合併補助金については、私ども経過措置団体と言いまして、平成17年4月1日に合併しているものから、平成17年の3月31日までなら間違いなく3年間ぱっと補助金はついたのですが、それは、先ほどと同じで村との組み合わせでは2億7,000万円です、補助金の総額としては、それが4月1日に合併して経過団体ということであったので、その取り扱いについては、いろいろ国の方でも検討していただきましたが、結果、向う10年のうちに、その2億7,000万円は交付されるよということになりまして、ただ、それが、多く、平成18年度末にいただきました、今、2億3,400万円は、すでにいただいております。残りは、一応、平成20年度予算で、残り3,600万円になりますけれども、図書の購入等の予定で予算は組ませていただいております。

永田公由委員 それで終りということですか。

財政課長 それで満額になります。

永田公由委員 51ページの県民税取扱委託金の関係で、これは、いわゆる基準になるのは、県民税の塩尻市の、いわゆる調定額なのか、収入済額なのか、よってこの委託金が支払われるのか、どちらですか。

会計課長 収入済額です。

永田公由委員 その県民税の滞納整理というのは、どこがやっているわけですか。

収納課長 県民税は市民税とあわせて市県民税ということで、私どもが集めまして、平成19年度は21億4,000万円ほど県の方へ出しております。

永田公由委員 滞納整理も市がやっているのですね。

収納課長 そのとおりです。

委員長 ほかに。

古畑秀夫委員 65ページの雇用保険本人掛金というのは、普通は、雇用保険を職員は掛けていないと思うのだけ。その下の職員健康診断というのは、これは個人負担があるのかどうか。それと一番下の退職手当他会計負担金というのは、出向だか派遣している人たちのということですか。

会計課長 一番下の退職手当他会計負担金につきましては、平成19年度に退職された方ということで、企業会計、上水道・下水道課、社会福祉協議会から入金です。雇用保険と健康については、ちょっと調べさせていただきます。

古畑秀夫委員 雇用保険は、普通ないですよ、公務員の場合は、嘱託ということですね。

健康保険は負担金はないでしょう、普通、ありますか、職員は、嘱託の人はもらっているということ。

会計課長 調べさせていただきます。

中原輝明委員 ちょっと副市長に聞きたいが、職員関係で退職って出たので聞きたいが、役職定年をやって、副市長から見て効果はどうですか。それとあわせて、いよいよ大勢の人が役職定年するのだけれども、前任者、後任者の、今使われている前任者の年数というのは何年が限度ですか。退職して嘱託になった、なること自体がおかしいと思ってるけれど。今の世知辛い世の中、いっぱいいろいろ出ています。その点ともう一つは、来年退職して、再就職を嘱託でした場合に限度年数は何年くらいが限度でやっているのですか。なぜ、聞くかということ、それに関して御意見が出ているのが、いろいろあるわけです。私が生活に困るからとか、明日から行けないとか、そういう問題ではなくて、年数が3年と決まっていれば、部長クラスの皆さんは、自動的に黙っても辞めていかなければいけない、いつまでもいては、あとまた来るのだから定年退職して。この辺は、副市長がしっかりしていないければ、副市長の権限ですね、これは。

副市長 役職定年の関係ですけれども、効果はいかにということですが、昨年からやらせてもらいまして、

効果はどうかということですが、今、工事担当とブランド推進室に張り付けて頑張ってもらっていて、工事検査の関係では、しっかりやっていただいておりますし、ブランドの方も頑張ってやっていただいているので、今のところいいのかなと思っています。ただ、その当初の目的は、10月から実施計画とか、予算編成がはじまるので、新たな事業について、新たなところで担当した方がいいだろうという、そういう見方でやっていますので、それなりにいいのかなと思いますけれども、全部が全部いいだろうではなくて、やはり、今まで部長だったものが、今度は普通の専門官になりますので、その辺のギャップはどうしてもあるというのが実感です。ただ、それを天秤にかけたときに、どうかということでは、ちょっとまだわかりませんので、もう少しやらせていただきたいと思っています。

それからOBが嘱託に行くというのは、前々からいろいろ御意見をいただいておりますけれども、今は、横滑りで行っているように見えますけれども、一応、嘱託の方は、団体の方で募集をしていただきまして、それにうちのOBも応募してもらって採用しているという、そういうのがほとんどです。その職場によって、例えば、行った先によって、一応、また3年くらいで後進に譲ってくださいという話はしていますけれども、その時に、たまたま、役員が交代してしまうので、もう1年置かせておいてもらいたいというような、その団体によってもいろいろありますので一概に言えないのですが、一応、3年くらいで後進に譲っていただきたいという話で言っています。昔は、即、団体の方から要請があって、うちの方で派遣という格好をとらせてもらいましたけれども、今は団体の方で嘱託員募集ということでやらせてもらって、そこにうちのOBが応募してもらって、試験を受けて採用させてもらっているということをやっています。ただ、今、年金の関係が65歳になっていますし、団塊の世代というのが、非常に退職者が多くなっています。その辺で、まだやっていませんけれども、再任用みたいなことを少し考えていかないと事務が一気に20人くらいぽっぴなくなってしまうものですから、その辺ところをどうしたらいいのか、今、研究課題でありますので、一応、再任用の規定が整備されていますので、そのようなこともうまく活用できればやっていった方がいいのかなというのが、これは、まだ私だけの意見ですが、そのようなことを悩んでいるところです。

中原輝明委員 今の話でよくわかったけれども、やはり、最初から言っているけれど説明がうまい。納得せざるをえない。何だか、胸に落ちないことがいっぱいあるけれども、それ以上言ってもそこはいけないが。ただ、私は、部長クラスになった人間が、例えば、どここのところの部署へ行こうとも、嘱託であろうとも、自から身を引くという姿勢を植え付けてやらなければ、私はまずいと思う。いつまでも、自分が部長クラスで散々何かして、そして、自分は、あとは休んでもらえばいい。地域に行って、市民のためになってもらえばいい、3年くらいやってもらったら。それを限度として、きちんと。いいです、この議会で出たって、私の名前を言ってくれてもいいが、そういう話があったと部長クラスに言っただけでいい。言わなければわからない。後がつかえる。今の職員もこれから団塊で辞めたとき、心配するのは部長クラスだけではない、それぞれの退職した職員が、それぞれの場所で幸せに3年くらい働いて、あとは、余生を楽しんでもらうとか、地域へ行って地域の仕事をしてもらおうとか、そういう方向というのは、理事者側からはっきり提示してもいいと思う、提示してよ。答はいらない、決まっているから。

古畑秀夫委員 関連で、今の民間会社など、先ほどの年金との係わりのなかで、再雇用制度というので、これは厚生労働省なども、そういう方向で再雇用というのが、ほとんどのところが年金とのつなぎの部分でなっているけれど、それは、公務員には適用されていないということですか。その法的な部分というのは、

副市長 一応、規定上はできるようになっています。再任用することができるという規定がありますので、例えば、定年退職60歳になったときに、再任用で、今度、引き続き勤めていただくことはできるようにはなっていますけれども

も、現実には、今、やっていませんので、一たん、辞めていただいて、囑託で入ってもらうという格好をとっていますので、あれなのですけれども、その年金との絡みとか、先ほど言いましたように団塊の世代が大勢一度に辞めてしまつてというようなこともありますので、少しその辺をやっていかなければいけないのかなというのを全体の協議でなくて、個人的には、そのようなことを考えておりますので、また、具体的にどういうぐあいにやっていったら一番良いのか、要は、事務が円滑に進むことと職員が意欲を持って仕事ができるようなことを考えなければいけないですから、その辺との絡みの中で、どういう方法がいいのかというのを、今、検討中でありますので、今は、やっていません。

古畑秀夫委員 法的にはそういうことで。

副市長 条例や何かでは、整備はされております。

会計課長 先ほどは失礼いたしました。65ページの下から4つ目のポツの職員健康診断個人負担金92万1,000円余でございます。これは、職員の集団ヘルスクリーニングに対する負担金、職員が、正規も囑託もやった場合は、一律出しておりますので、その負担金の金額でございます。

委員長 ほかに。

それでは、議案第1号については、すべての説明、質疑が終わりましたので、一括して採決を行います。議案第1号、平成19年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について、総務環境委員会に付託されました件につきまして、このとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、原案のとおり可決するものといたします。

10分休憩します。

午後2時56分 休憩

午後3時06分 再開

委員長 休憩を解いて再開いたします。

議案第2号 平成19年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 議案第2号、平成19年度塩尻市国民健康保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

市民課長 決算書335ページ、資料は72ページから75ページとなっております。決算書の335ページをお開きください。概要について御説明させていただきます。加入被保険者数につきましては、各月末の平均で2万4,432人、市の人口の36.5パーセントが国保の加入となっております。前年対比401人、1.6パーセントの減となっております。加入世帯につきましては1万2,551世帯で、全世帯の51.6パーセント、前年対比58世帯で、0.5パーセントの減となっております。この減につきましては、平成18年度に引き続き、社会保険等への加入が増加しているということで考えております。

決算額でございますけれども、歳入合計62億2,361万9,891円、前年対比8.9パーセント、5億813万8,232円の増となっております。

歳出合計につきましては、58億4,220万6,446円であり、前年対比8.6パーセント、4億6,180万

6,823円の増となっております。この結果、歳入歳出差し引きますと3億8,141万3,445円となりまして、翌年度の繰り越しをさせていただいております。

それでは歳出から御説明させていただきます。354、355ページをお開きいただきます。制度改正事項だとか、あるいは、平成18年度対応の大幅な増減のあったものについて説明をさせていただきます。なお、金額については省略をさせていただきますのでお願いをしたいと思います。

それでは、1款総務費の中で、1目一般管理費でございますけれども、国保事務諸経費の中で上から5番目郵便料でございますけれども、前年対比83.4パーセントの増となっております。これにつきましては、国の制度改正に伴います高齢者受給者証の再交付を行ったために増額になっておりまして、この費用については、全額国で負担をしていただくような形になっております。

下から2つ目システム改修委託料でございますけれども、これも制度改正に伴いまして、調整交付金算定システムの改修が必要になったために、その改修委託をしたものでございまして、財源につきましては、国の特別調整交付金が10割交付されているというものでございます。

次に356ページ、357ページをお願いしたいと思います。3項運営協議会費の中の委員報酬でございますけれども、前年度対比7.6パーセントの増でございますが、これは、制度改正だとか、後期高齢者の支援率、あるいは、特定健康診査等の実施計画についての審議をいただくために、昨年は2回でありましたけれども、3回開催させていただいたために、増額となっているものでございます。

次に358、359ページをお願いしたいと思います。一般療養給付費の関係でございますけれども、まず、一般被保険者療養給付費の一般被保険者とはどのようなものかと言いますと、退職医療制度だとか、老人保健制度の加入者を除く、被保険者の方々のことを言っております。療養給付費とは、入院だとか外来、歯科、調剤など、通常お医者さんにかかる医療行為に対して支払う費用として療養給付費と言っております。これは、国保連へ委託して各医療機関へお支払いをしているものでございますけれども、平成18年度対比4.4パーセントの増になっておりますけれども、これは、平成18年に3.15パーセントの診療報酬の引き下げがあったのですけれども、今までの診療報酬の引き下げの翌年については、引き上がるというジククスがあるものですから、平成19年度も同様かなということで自然増として考えております。

その下の白丸ですが、退職被保険者等療養給付費の退職被保険者という者は、どのような者かと言いますと60歳から74歳で年金受給者とか年金受給資格者及び40歳以上で10年間年金被保険者となった方が対象になっております。前年度対比16.4パーセントという大幅な増をしておりますけれども、これは、団塊世代の方々が、退職医療制度の方に加入をしてきているということと一般療養費と同じような形で自然増があるために伸びてきているのではないかと考えております。

その下の丸ですけれども、一般被保険者療養費というのがありますが、療養費というものはどのようなものかと言いますと、柔道整復師の施術だとか、治療用具、コルセットとかサポーターですね。それとか保険証の未提出の方に、あとでお支払いをしたものでございます。前年対比14.2パーセントと、これも大幅な増を示しておりますけれども、平成18年度の医療制度改正に伴いまして医薬品に対する制限が設けられたために柔道整復師等の方へ見ていただいている方が増加してきているためではないかと思われま。

2項の高額療養費の関係です。一番下の白丸ですけれども、一般被保険者高額療養費でございますが、これは、被保

険者の一部負担が限度額を超えたときに、超えた分だけ保険給付をするものでございまして、前年度対比9.3パーセントの増ということで、一般療養費と同じような形の考えの自然増がなされているのではないかと思います。

次362、363ページをお願いしたいと思います。3款老人保健拠出金の中の一番上の白丸、医療費拠出金でございますけれども、これは、老人保健受給者の国保加入者にかかわる医療費に応じた拠出金であります。平成18年10月に制度改正がございまして、公費と被保険者負担が、それぞれ50パーセントずつになったために、前年対比7.6パーセントの減となってきているものでございます。

5款の共同事業拠出金の関係で、一番下の白丸のところでありますけれども、高額医療費拠出金でございます。その下の黒丸2つ目、保険財政共同安定化事業拠出金でございますけれども、これは、県内の市町村間の保険料の平常化だとか財政の安定化を図るために、各市町村国保からの拠出金を財源といたしまして、1件30万円から80万円未満の医療費に係る給付費について交付金を交付する制度でありまして、平成18年10月に制度が新しくできたものですから、前年対比の率で見ますと2倍に増加していったものでございます。

次に364ページ、365ページをお願いしたいと思います。その中の中間くらいです。6款保健事業費の中の国保ヘルスアップ事業諸経費でございますけれども、それにつきましては、平成19年度に新たに取り組みを行った事業でありまして、市民基本健診の受診結果に基づきまして、生活習慣病と思われる50人を対象に個別支援プログラムを作成したり、あるいは、それに基づきまして食事指導だとか、保健指導を行う中で、評価だとか、検証を行って、今年度からはじまります特定保健指導・健診指導等にかかしていくものでございます。

その下の人間ドック等補助事業でございますけれども、前年対比27.2パーセント増加してきております。これにつきましては、広報等をとおしてPRをさせていただきますけれども、自分の健康を自分で守るという意識が高まってきているのではないかなということで考えております。

次に366、367ページをお願いしたいと思います。一番上の高額療養費貸付金、前年対比68.1パーセントの減でございますけれども、これは、平成19年4月から限度額適用認定書等を提出すると入院の際に高額療養費が現物支給されるために貸付金が減ってきているものでございます。

その下の出産資金貸付金も53.3パーセントの減となっておりますけれども、これも出産育児一時金受取制度ができたために貸付金が減ってきているものでございます。

次、368、369ページをお願いいたします。中程の2項繰出金でございますけれども、その中で、直営診療施設勘定繰出金につきましては、榎川診療所に対する国庫特別調整交付金を国保特別会計で受けまして支出しているものでございますのでお願いしたいと思います。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入、340ページ、341ページをお願いいたします。歳入でございますけれども、1款国民健康保険税でございます。調定額25億2,923万4,352円に対しまして、収入済額19億2,882万6,326円であります。未収額が5億4,558万6,720円でありまして、不能欠損5,482万1,306円を行わさせていただいております。現年度分の収納率につきましては、短期証の発行などによりまして、滞納者との接触の機会をふやすことや、また、収納課で御努力をいただいた結果92.84パーセントということで、前年度対比0.49パーセントの増となっております。滞納繰越金の収納率につきましては、15.03パーセントと前年対比0.01パーセントの増でありましたけれども、全体の収納率が76.26パーセントと前年対比0.77パーセントの減でございました。不能欠損につきましては、資料の74ページに記載してございますので、

また、あとで御覧いただきたいと思います。内訳等はそこに書いてございますので、説明は省略をさせていただきたい
と思います。

次に342ページ、343ページをお願いしたいと思います。3款国庫支出金の関係でございますけれども、1目療
養給付費等負担金の中で、上から2つ目の老人保健医療費拠出金負担金と介護納付金負担金でございますけれども、こ
こに概算分と清算分という形で書いてございます。概算分につきましては、平成19年度分、清算分につきましては、
平成17年度分という形になりまして、補助率が、平成16年は100分の40、平成17年が100分の36、平成
18年が100分の34ということになって、改正されてきたために率が変わってきているものでございますのでお願
いをしたいと思います。

一番下のところで財政調整交付金の中ですが、普通調整交付金につきましては、全国レベルでの市町村間の財政力の
不均衡を調整するための交付金として受けているものでございますし、特別調整交付金につきましては、各保険者の特
別な事情がある場合について、それらを考慮して交付金を受けているものでございますので、お願いをいたしま
す。

次、344、345ページになりますけれども、2目高齢者医療負担特別対策補助金の関係でございますが、これは、
先ほど歳出で郵送料の中で御説明いたしましたけれども、高齢者受給者証を再送付に伴う補助金でありまして、平成1
9年度分を新たにいただいたものでございます。

5款の県支出金の関係で、一番下の普通調整交付金だとか、特別調整交付金については、国に準ずるような考えで交
付されていますので、お願いをしたいと思います。

次に346、347ページをお願いしたいと思います。6款共同事業交付金の中で、2節保険財政共同安定化事業交
付金でございますけれども、これにつきましては、歳出の高額医療費拠出金のところで御説明をいたしましたけれども、
保険財政共同安定化事業に対する交付金でありまして、平成18年10月から新設されたものであるために、これも約
2倍の増額となってきているものでありますので、お願いをしたいと思います。

7款繰入金でございますけれども、これは、一般会計で御説明させていただきますので省略させていただきます。

8款以降、繰越金以下につきましては御覧いただきまして、歳入の主な説明を終わらせていただきますのでよろしく
御審議いただきたいと思います。

委員長 質疑を行います。何かございますか。

中原輝明委員 341ページの一番上段の保険税の滞納、未収済額の関係で、何人あって、一番の滞納者はどのくら
いあるのですか、滞納額。それで、その処置はどういうぐあいにしているのですか。それと、不能欠損は、どうい
う関係者をやったか。まだ、やる必要があるかないか。

収納課長 個人で一番大きいというのは、今、出ませんが、平成19年以前の滞納者は2,620名です。滞納総
額が5,482万1,306円です。

委員長 今のは資料の73ページ。

中原輝明委員 これを見ればわかるからいいです。

委員長 最高額はどうかということについては、わかり次第。

収納課長 はい、わかりました。

委員長 ほかにありませんか。それでは、議案第2号、平成19年度塩尻市国民健康保健事業特別会計歳入歳出決算

認定について、認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 全員一致をもって、認めることといたします。

議案第4号平成19年度塩尻市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 議案第4号、平成19年度塩尻市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

市民課長 決算書383ページ、決算説明資料は、78ページから80ページとなりますので、御覧をいただきたいと思っております。まず、平成19年度の老人保健事業の概要について御説明をさせていただきます。この事業につきましては、老人保健法の規定に基づきまして、各保険者が拠出する老人保健医療拠出金と公費負担により運営をしているものでございます。医療受給者につきましては、還付金などの平均で7,846人、前年度対比290人、3.6パーセントの減となっております。これは、平成14年10月の法改正によりまして、対象年齢が70歳から75歳に引き上げられたために、65歳以上の一定の障害者で、市長の認定を受けた方以外は、新たな老人医療の受給者がなくなったために減となっているものでございます。

決算額でありますけれども、歳入合計55億1,788万9,487円でありまして、前年対比0.3パーセント、1,772万4,061円の増となってきております。

歳出合計55億3,623万6,210円であり、前年対比0.4パーセント、2,037万2,759円の減となってきております。この結果、歳入歳出差引額が1,834万6,723円の歳入不足となっております。これは、国庫負担金等の清算が翌年度に行われているために、審査支払手数料交付金が34万7,391円の超過交付となっておりますし、医療費交付金が1,049万9,490円、国庫負担金が819万4,624円の受け入れ不足が生じてきているものでございまして、受入不足分の1,869万4,114円の繰上げ充用を行ったものでございます。この老人保険につきましては、後期高齢者医療制度に変わってきているものですから、平成20年度からは説明がございませんけれども、会計については3年間継続していく形になっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、歳出から御説明させていただきますので、決算書392、393ページをお開きください。歳出でございますけれども、1款医療諸費でございます。1目の医療給付費をお願いしたいと思いますけれども、白丸のところ、医療給付費につきましては、入院だとか外来、歯科、調剤にかかる費用でありまして、前年で、件数で3.3パーセントの減、給付費で0.15パーセントの減になっているものでありますけれども、これは先ほども御説明したとおり被保険者の減になっているものでございますが、1件あたりの給付費を見ますと増額してきているというような状況であります。

2目の医療支給費の中で、次の白丸ですけれども、これは、柔道整復師の施術だとかコルセット等の補装具であります。前年対比件数で7.5パーセントの減、支払額で4.7パーセントの減となっております。先ほどの医療給付費と同じような形で支給費は伸びてきているのではないかなと思っております。

4目の高額医療費の関係ですけれども、これは6.7パーセントの増となっておりますが、国保の一般被保険者と同様に自然増と思われる増加がされてきているのと、1件あたりの医療費が高額化されてきているために増となっているのではないかなと思われま。

次に394、395ページをお願いしたいと思います。3款前年度繰上充用金でございますけれども、繰上充用金の御説明をさせていただきますが、会計年度の経過後に歳入が歳出に対して不足する場合につきましては、翌年の歳入を繰り上げて、その年度の歳入に充てることができることがうたわれております。老健の特別会計につきましては、単年度清算となっておりますので、交付金だとか負担金が超過の場合は償還金として返納するものでありますし、不足する場合は、先ほど申しましたように、繰上充用金が生じてくるものでございます。この繰上充用金につきましては、翌年度交付金等で清算される形になっておりますのでお願いしたいと思います。

歳入の説明をお願いしたいと思います。388、389ページをお願いしたいと思います。歳入の1款支払基金交付金の中の1目医療費交付金でございますけれども、これにつきましては、0.6パーセントの減となってきております。老健の主な収入につきましては、各保険者からの拠出金を基に社会保険診療報酬支払基金からの交付金と、国、県、市町村の公費負担となっているものでございます。負担割合につきましては、平成10年10月から改正がされていまして、当初、支払基金が70パーセント、公費が30パーセントだったのが、段階的に改正されて、平成18年10月から支払基金が50パーセント、公費が50パーセントとなってきておりますので、先ほど申しましたように、交付金につきましては、6.0パーセントの減額となってきています。

2目の審査支払手数料交付金でございますけれども、これも、医療費交付金につきましては、支払金額の交付金でありまして、そこに記載してあるとおりでございますけれども、差引額が1,049万円余、マイナスとなっておりますけれども、これは、先ほど申しましたように平成20年度から繰上充用をさせていただくものでございまして、その金額については、平成20年度に受け入れるものでございます。

それから審査支払手数料の交付金の差額34万7,391円でございますが、これにつきましては、受入額が多いということで、償還金として平成20年度にお返しするものでございます。その黒丸の2つ目、審査支払手数料交付金過年度分につきましては、平成18年度に生じた不足分の受け入れをしたものでございます。

2款国庫支出金、1目国庫負担金の中でございますけれども、医療費負担金につきましては、7.2パーセントの増となっております。これは、先ほど御説明しましたとおり、負担金の見直しにより国庫の方がふえてきているものでございますし、差引額819万4,624円につきましては、医療交付金と同様に平成20年度に繰上充用をさせていただくものでございます。その下の医療費負担金過年度分7,524万3,585円につきましては、平成18年度の繰上充用分を受けているものでございます。

あと、3款県支出金以下につきましては御覧いただきまして、御説明を終わらせていただきますのでよろしくお願いをしたいと思います。

委員長 何か質問はございますか。

副委員長 高額医療費の関係ですが、もとは最高が、表に載せてあったような記憶があったのですが、今回ないようですが、最高はどれくらいの負担をしているとか、病名とか、そういうのが、もし、わかりましたら。

市民課長 係長から説明します。

国保年金係長 国保の高額医療を説明します。平成19年度で、高額医療の該当のあった方で1カ月で医療費が93万3,290円、この方は大動脈瘤にかかりまして、緊急手術をして26日間入院しました、1日あたり35万8,930円。1カ月最高930万円という方がいらっしゃいます。以上です。

委員長 ほかにありますか。

古畑秀夫委員 今の関連ですけれども、個人の負担分というのは、どの程度で、あと、高額医療でどのくらい出しているのか。

市民課長 所得と関係がありますので係長から。

国保年金係長 高額医療につきましては、70歳以上と70歳未満は、ランクが決まっています。70歳以上につきましては、所得によりまして、一般につきましては、入院、外来で1カ月4万4,400円。現役並、年収がだいたい600万円くらいの方ですね、この方がだいたい8万円が限度ということになっています。低所得者につきましては、住民税非課税世帯が1カ月1万5,000円ということで、所得に応じまして1カ月の限度が決まっています。以上です。

委員長 ほかに。

それでは、ないようですので、議案第4号、平成19年度塩尻市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 全員一致を持ちまして、可決すべきものと決めます。

議案第9号 平成19年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 議案第9号、平成19年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

健康づくり課長 決算書475ページ、決算説明資料93ページからお願いいたします。では、480ページ、481ページ、歳入から説明させていただきます。481ページ。歳入でございますけれども、患者数でございますけれども年間1万2,272人。平成18年度が1万2,281人でございますので、延べでいきますと9人少ないという状況です。診療日につきましては、平成19年度241日、平成18年度235日で6日延びております。1日平均の患者数にしますと平成19年度が50.9人、平成18年度が52.3人という状況で、ほぼ横ばい、ほぼ同じくらいということでございます。

診療収入でございますけれども、全体的に93万2,429円少ないという状況です。そのうち外来収入につきましては7,200万円余でございます、97.9パーセント、151万7,859円少ない。患者数は同じでございましたが、診療収入は少なかったということです。

国保の診療収入、社保の診療収入、老人保健の診療収入が1から3の項目に載せてございます。それから、一部負担金の収入ですけれども、中程でございますけれども、1,230万280円でございますけれども、これについては、窓口での一部負担金でございます。

その他の診療報酬につきましては160万円ほどありますけれども、自費で払っていただいた交通事故でありますとか、労災、保険のきかないものの収入でございます。

その他の診療収入でございますけれども、140万円ほど、一番下のところにありますけれども、健康診断でありますとか、ガン検診でありますとか、基本健診による収入でございます。

次のページ、482ページ、483ページをお願いします。使用料及び手数料でございます。そのうち、2の手数料でございますけれども、手数料につきましては死体の検案手数料等でございます。その下の診断書作成料は、54万8,

000円ほどということです。

繰入金でございますけれども、全体で2,190万5,244円お願いしてございます。去年より2万1,267円多いということですが、一般会計からの繰入金につきましては、前年より128万6,000円ほどふやさせていただきます。その理由としましては、下にございます国民健康保健事業特別会計繰入金、これが前年は187万6,000円ほどありましたが、今年は61万1,000円ということで、126万5,000円少ないということの中で、一般会計の繰入金をふやさせてもらいました。この理由につきましては、運営施設の整備交付金がございますが、対象となる備品だとかそういうものが少なくなってきたために減ったという理由でございます。

繰越金については、御覧のとおりです。

484ページ、485ページをお願いします。諸収入につきましては御覧のとおりです。

歳入合計でございます、9,701万3,699円、前年が1億962万616円で、前年より1,260万6,917円少ないわけですが、前年は、備品を買って、過疎債をお願いした関係で1,150万円がありましたが、これが減ったためでございます。

次、486ページ、487ページをお願いします。歳出を説明させていただきます。一般管理費でございますけれども、これにつきましては診療所の一般事務管理にあたる経費、人件費等でございます。1,697万2,121円ということでございます。

次に488ページ、489ページをお願いします。医業事業費でございますけれども、全部で5,876万7,543円でございますが、その主なものにつきましては、人件費、それから3つ目の丸ですけれども、医業事業事務費でございます。臨時職員については、看護師であるとか、放射線技師です。

次の消耗品でございますが、診療所で使います医薬用の消耗品でございます。ガーゼでありますとか、針でありますとか、包帯のようなものです。それが279万円。

2つ飛びまして、医薬材料費でございますけれども、これも同じく診療所で使います薬、患者への点滴代だとか、湿布代等が542万円余でございます。

2つほど飛びまして、臨床検査委託料でございますが、これについては、血液検査などの費用230万円余でございます。

2つほど飛びまして、受付・保険請求業務委託料ですけれども、民間のニチイの方へ委託しています委託料でございます。

それから公債費でございますが、2,100万円余でございます。

次のページ490ページ、491ページをお願いします。元金と利子の支払いでございまして、7件のものについて返済をさせていただいております。平成19年度末の起債未償還残高は、1億1,777万3,106円ということでございます。

歳出の合計でございますが9,678万7,279円、前年が1億929万9,879円で、1,251万2,600円少なくなっておりますけれども、備品購入、平成18年には1,260万円のものを買ったためということで、ほぼ前年並みの横ばいということでございます。

492ページをお願いします。歳入、歳出、今、申し上げたとおりでございまして、差引額22万6,420円につきましては、次年度の方へ繰り越しをお願いしたいと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明を受けましたが、何か質問はございませんか。

永田公由委員 榎川診療所の医師の方が、そろそろ定年を迎える年になるということで、あとの後継者探しとかいろいろ苦労されていると思いますが、現状をちょっと。

市民環境事業部長 一応、今年度の3月で御退職ということになります。先生の方では、条件があれば嘱託で残ってもいいかなということをおっしゃってくださっていますけれども、この会計等もみていただきますとおわかりのように、大変住民の方とも信頼関係が厚いドクターですし、木曾町の方からも、患者さんが見えるなど、大変いい診療をさせていただいておりますので、できればというふうに思っていますが、今、総務部長とも懇談する中で、その条件等について検討させていただいている段階でございます。

永田公由委員 条件というのは、いわゆるこっちだと思うけれど、現状で向うは頼みたいという事ですか、具体的には。

市民環境事業部長 もちろん、今は、現役というか職員ですので、次からは嘱託という形になりますので、今のままということはおっしゃってはいませんが、ただ、先生は医療の関係は、いくら嘱託になっても変わるわけではないですので、ある程度のあれはいただきたいかなというお気持ちはありますけれども、今、総務部長とも交える中でも、職員の場合でも嘱託になれば、同じような仕事、もちろん責任の度合いは違いますが、給料面では差があるわけですので、そういったお話もしながら御理解を、今、いただいて、両方の接点を見出しているというような状況でございます。

永田公由委員 診療所を見ると、一般会計からの繰り出しは、いわゆる起債の償還分くらいなのですよ、出しているのは。もし、医師が代わったりして患者が減ったりとか、また、ほかの医師と言っても、もうちょっとよこせと言われてもあれだと思うので、できれば、今の先生は元気で頑張っているから、ぜひ、継続してやっていただくような方向を取っていただきたいというふうに思います。

それともう1点。公債費の起債の関係ですけど、今、1億1,000万円ほどあるということで、この説明資料の中では診療所の建設、医療機器等の償還ということですけども、診療所は、当然、村時代にできたものですし、医療機器については、最近買われたものだけということですけど、金額的にわかりますか、どのくらいの起債なのか。

健康づくり課長 未償還残高が1億1,700万円あまりと申し上げました。診療所の建設の残高が4,800万円ほど借り入れまして、3,400万円ほど残っております。それから宿舍の建設で690万円、約700万円ほど残っております。全部で4,100万円くらい残っております。あと診療所の整備ということで、機器等、平成10年から5回に分けて買っておりますけれども、その残高7,600万円というものが、また、機器の残高でございます。

永田公由委員 利率的には、高いものはどのくらいですか。

健康づくり課長 診療所の建設事業で6.6パーセント、宿舍の建設事業の起債で6.6パーセント、2件ございます。

永田公由委員 これは、借り換えは無理ですか。

財政課長 これは政府資金のようでありまして、政府資金についての借り換えは、今、7パーセント以上ということになっておりますので、ちょっと不可能であります。

委員長 489ページのCT保守点検委託料というのがありますが、これは、毎年出るものなのかということと、当然、CTを使用しての医療収入というものが、だいたいどのくらいあるものなのかというものがわかればお願いします。

す。

健康づくり課長 CTの保守点検につきましては、前年と同じ額で、毎年必要です。診療所の報酬の関係については、事務長よりお答えします。

榎川診療所事務長 CTの検査ですけれども、腹部とか頭部とかございますが1300点、今は1回につきまして1,300点です。だいたい、月に平均して32件ほどございます。約500万円近い収入を得ている数字になっております。

委員長 ほかに。

それではないようですので、議案第9号、平成19年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 全員一致をもちまして、可決すべきものといたします。

**議案第22号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳入全般、歳出2款総務費、3款民生費中
1項社会福祉費10目後期高齢者医療運営費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費を除く)
9款消防費、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正**

委員長 議案第22号、平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。この中で市民環境事業部に係わる部分の歳出についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

市民課長 補正予算書19ページ、20ページをお願いしたいと思います。3款民生費の10目後期高齢者医療運営費でございます。それでは、説明させていただきます。10目後期高齢者医療運営費でございますけれども、前年度国庫支出金等償還金でございますが、平成19年度後期高齢者医療制度を円滑導入事業補助金の清算に伴う受け入れ超過のため償還をするものであります。この事業につきましては、被保険者保険、社会保険だとか、共済組合などの被扶養者に対する保険料の凍結が半年間行われたということで、そのシステム改修を行う費用でございます、10割が補助対象になっていたものでございますのでお願いします。

生活環境課長 19、20ページの保健衛生費の7目斎場費をお願いしたいと思います。斎場のアスベスト含有分析調査委託料10万5,000円。作業室の天井のところです。

その下の上下水道費の上水道施設費、上水道の施設では、床尾浄水場2カ所、芦ノ田浄水場2カ所、小首部浄水場、計5カ所のアスベストの検査の国庫補助分の繰出金でございます。以上です。

委員長 歳入の方をお願いします。

財政課長 初めにかがみをお願いしたいと思います。1ページになりますけれども、今回の補正第2号につきましては、歳入歳出、それぞれ2億4,568万3,000円を追加計上するものであります。全体としての主な内容、歳出の方につきましては、災害関係が7,300万円余、繰越金を基金へ積立てるものが1億円、そのほかアスベスト対策、耐震、小中学校の対策、森林整備等がございますのでよろしく申し上げます。これを補正いたしまして、総額は2億6,547万3,900円としたいものであります。

歳入の内容でございますけれども、9、10ページをお願いしたいと思います。地方交付税の関係でありますけれども、普通交付税の算定が終了し、今年度分が確定をいたしまして、総額では5億2,452万円ということでありま

して、予算を4億2,000万円余上回るという、ありがたい結果になったわけでありまして、そのうち、今回の歳出の財源として5,085万円を充当したいものであります。

その下、災害復旧事業分担金、これは農地災害にかかる地元分担金ということで、900万円の10パーセントでございます。

その下、母子生活支援施設措置費等負担金でございますけれども、これは、母子生活支援施設へ入所した場合の委託費を歳出の方へ計上してございますけれども、目出しで計上してございましたけれども、実際に6月から、1件、措置が開始されまして、年度末までに262万6,000円ほどかかる予定でございまして、その当初予算との差引額80万円を改めて計画計上させていただいたものであります。

その下は、アスベスト関係でございますけれども、今、アスベスト、出てまいります、昨日、申し上げましたとおり16施設22カ所に及ぶものでありまして、歳出総額では189万円、歳入では77万円となりますので、よろしくお願いをしたいと思います。次は省略をさせていただきます。

その下、住宅・建築物耐震改修等事業補助金133万3,000円でございますが、これは、大門保育園に係るものでございます。

次のページへ行きます、11、12ページであります、汚水処理施設整備交付金につきましては、合併浄化槽の関係で15万8,000円の増でございます。

下っていただいて、住宅・建築物耐震改修等事業補助金の関係では、これは、吉田小学校の二次診断に係わるものであります。その下の住宅・建築物については、丘中学校132万円。

一番下、公共土木施設災害復旧事業補助金ですが、みどり湖線の路肩が崩落した件でございますけれども、これについて工事費1,500万円、測量事務費80万円でございますが、それに対しての3分の2の補助で1,053万円ということでございます。

あと13ページ、14ページ、県支出金でありますけれども、一番上の母子生活に関するものは、先ほど申し上げた県の分担分であります。その下の合併浄化槽についても同様です。

森林づくり推進支援金事業補助金でございますけれども、新たに191万円つきましたので、その分と言いますか、県単の方を減額しているということでございます。

今泉南テクノヒルズの関係では、最後の1区画が6月に埋まりました。これは、定期借地でございますけれども、その経費は、今年度148万1,000円くらいになりますけれども、一方で、この借地料につきましては、固定資産の評価額の増減に応じて、単年度、お願いしております、そちらの関係では、評価額が5パーセント下がりがりまして、その分は既存のものについては、82万1,000円の減額になりますので、差引66万円を計上させていただいているということです。

あと学校教育費寄付金につきましては、10万円をいただいております。

15、16ページですが、繰越金でありますけれども、前年度繰越金が1億9,900万円余ございましたけれども、当初予算の予算計上された残りの1億5,800万円余について、ここで財源として入れさせていただくことにします。

諸収入の中で、交通事故等賠償補填金でありますけれども、これは、平成18年の林道奈良井川線での車両転落事故に係わるものでありまして999万2,000円。

その下、市有物件共済金については、車両修繕について36万1,000円が入ったものでございます。

高速自動車道救急業務支弁金は、支弁金の確定に伴う増でありますし、補助公共土木施設等災害復旧事業債につきましては、補助残の100パーセントを起債対応するものでありますので、よろしくお願いたします。

4ページ、5ページの方をお願いしたいと思いますが、4ページの方、第2表債務負担行為補正で追加でございますけれど、公営住宅法施行令の一部が改正されまして、入居者の収入基準が見直されるわけでありまして、これらに対応するため、システムを借り上げるということで、平成21年度から平成25年度まで、1,145万3,000円を計上するものでありますし、5ページの方の第3表地方債補正につきましては、先ほど申し上げました災害復旧事業について計上させていただくものでありますのでよろしくお願いたします。以上です。

委員長 説明を受けて何か質問はございますか。

鈴木明子委員 母子支援施設というのは、具体的にシェルターみたいなところですか。

財政課長 担当から申し上げます

財政課主任 普通の施設でございますが、今回の事例は、実は、長野県内でも施設があったのですが、具体的にDVの関係がありまして、それで県内のその施設でも対応できないということで、県外の方に行かれるということで、このような確定をしたということです。以上です

中原輝明委員 16ページの先ほど説明した交通事故の補填金999万というのは、保険というものの原点を聞きたいが、悪いことをして入って行って落ちてもくれるということですね。保険というのは、それでおりにあるということですか。というのは、あのときに、土木も全てが処置はしてあるというのに入ってしまったわけですね、そういうものに対しても保険というものは何してもおりにあるということですね。それを私は聞きたいのです。

財政課長 そのおり方と言いますか、全額であるのか、あるいは、一定の割合になろうかということになりますけれども、この場合については、確かに状況を確認したり、明らかにしたりする中で、保険会社との調整もあったと思えますし、そうした中で20パーセント、5,000万円くらいが保険としてかけて、だろーかと思えますけれども、いわゆる塩尻市側の過失割合として20パーセントという数字が算定されまして、従って、約5,000万円かける20パーセントの負担割合ということで、1,000万近くが市の負担分として、賠償金として支払う、一方では支払うこととなりますので、保険をかけておりましたので、その分について補填をしてもらおうというものであります。

中原輝明委員 中はよく知らないけれども、一般の人が言うには、止めたって入って行ってはいいけないところに入っていて、自分で、落ちて、そうして、こうだなどとはおかしくないかという話があるもので、保険の原点を聞いてみたのです。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

それでは、ないようですので、議案第22号、平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)につきましては、全ての説明、質疑が終わりましたので、一括して採決を行います。議案第22号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 全員一致をもちまして、議案第22号は、可決すべきものと決しました。

収納課長 先ほどの中原委員さんからの質問にすぐ答えられませんでしたので、これから答えさせていただきます。まず国保の不能欠損の徴収でございますが、これにつきましては、決算資料の73、74ページに出ているということで御了解いただきたいと思います。

それから大口滞納者ですけれども、国保の大口滞納者、1番が、現在、217万7,100円。この方は、平成11年からあります。しかし、裁判の競売になりまして、うちの方で公告要求いたしまして、こちらへ入る入金がなかったので不能欠損になります。2番目につきましては、209万2,400円、これにつきましては、平成12年度からありまして、現在、差し押さえ中で時効中断してございます。3番目が183万9,300円、これは、平成16年度からある方でございます。これは、給与の差し押さえで、ただ今、入金中でございますので、3年くらいの間に完納いたします。4番目が153万8,300円、これが、平成13年からありまして、この方につきましても差し押さえの納税をしていただくということです。5番目が125万9,000円でございます。平成6年からでございますが、これも競売事件になりまして、その後、分納するというのが主なランキングでございます。以上です。

永田公由委員 この人たちは、塩尻市に住んでいるわけですか、現在。

収納課長 今、言った皆さんは、塩尻市に在住です。

永田公由委員 住んでいて、保険はどうなっているのですか。国保は。

収納課長 国保は、今、継続中です。

永田公由委員 継続ですか。

収納課長 加入中です。

永田公由委員 加入している。

中原輝明委員 加入中でなくて、加入してまずで終わりですよ。

収納課長 1番の217万7,100円の方は、資格者証を出してありますが、あとは短期証です。

永田公由委員 これは、生活保護を受けているなんていうことはないですか。

収納課長 生活保護は受けてないです。

議案第23号 平成20年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 次、議案第23号、平成20年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。説明を求めます。

市民課長 この補正予算につきましては、平成19年度の療養給付費だとか、国との交付金、納付金の確定に伴います補正をお願いするものでございます。補正の内容につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億714万6,000円を追加して、総額で62億9,494万6,000円とするものでございますのでお願いをしたいと思います。

歳出から御説明させていただきますので、9ページ、10ページをお願いしたいと思います。4款前期高齢者納付金等でございますけれども、1番上の白丸、前期高齢者納付金でございますが、これは、平成20年度に新たに創設されたものでありまして、前期高齢者財政調整制度に伴います平成20年度納付金が確定してまいりましたので、補正増をお願いするものでございます。

その下、前期高齢者関係事務費拠出金でございますけれども、上記と同様、事務費拠出金が確定いたしましたので、補正減をお願いするものでございます。

11款予備費でございますけれども、歳入から歳出を除いたものにつきましては、予備費として補正をお願いするものでございますのでお願いしたいと思います。

それでは、歳入について7ページ、8ページをお願いしたいと思います。歳入でございますけれども、3款国庫支出金と4款療養給付費等交付金につきましては、清算が新年度になるものですから、平成19年度分の清算金でございます。負担率は100分の34ということになっております。

9款繰越金でございますけれども、平成19年度決算関係に伴います繰越金を総額で3億8,141万3,000円とするものでございますのでお願いしたいと思います。

10款諸収入でございますけれども、黒ポツの高額療養費貸付金元金収入過年度分でございますが、これは、貸し付けから清算まで年度がまたがったものについての高額療養費に伴う融資の清算分でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で御説明を終わらせていただきます。

委員長 何か質問はございませんか。

異議なしという声もありますので、議案第23号、平成20年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 全員一致をもちまして、可決すべきものと決しました。

議案第25号 平成20年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 続きまして、議案第25号、平成20年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

健康づくり課長 診療所事業特別会計補正予算(第1号)をお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億281万円とするということで、事項別明細書により説明させていただきます。

歳出の9ページ、10ページをお願いいたします。医業事業事務費でございますけれども、需用費で備品修繕料でございますが、自動血球係数測定装置、感染症だとか炎症の早期発見をする機械でございますけれども、これが、平成12年に買ったものが修理をしなければならないということで、76万5,000円をお願いしたいというような状態です。

備品購入費でございますけれども、医療用のAEDが壊れてしましまして、修理が不可能ということでございまして、43万8,000円をお願いしたいというものでございます。

各種負担金でございますけれども、塩筑医師会への負担分でございますけれども、前年度の実績によりまして負担分が決まっておりますので、2万7,000円を追加でお願いしたいというものでございます。合計123万円でございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。歳入につきましては、外来収入の国民健康保険診療報酬の収入を123万円充てたいというものでございますのでよろしくお願ひします。以上です。

委員長 説明がありましたが、何か質問はございますか。

中原輝明委員 備品購入というのは、本体は、どのくらいするのですか、新しくすると。

健康づくり課長 備品購入につきましては、AEDでございますけれども、修理が不能なものですから、新しいものに代える。

中原輝明委員 それはわかるが、本体というのはどのくらいするのですか。

〔「修繕の血球計測機」の声あり〕

健康づくり課長 買ったら315万円です。これは、修理でお願いしたいということです。

中原輝明委員 修理して何年ももつのですか、それは。毎年やるのですか。

健康づくり課長 一応、もつという、部品やなんかはまだあるものですから、修理が得ということで判断してございます。

中原輝明委員 ただ、すべてそうだが、修理して、すぐいけないものなら、新しくして、更新して、よりよいものにしていった方がいいと思います。ただ、修理、修理ではいけないと思う。

委員長 ほかに。

それでは、議案第25号、平成20年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計補正予算(第1号)について原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 全員一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで10分間休憩をして、請願、陳情を。

午後4時19分 休憩

午後4時28分 再開

委員長 休憩を解いて再開いたします。

請願平成20年6月第2号 憲法で保障された国民の生存権を守り、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願

委員長 継続審査になっております請願6月第2号及び陳情3月第3号を議題といたします。はじめに請願6月第2号について審査をいたします。これについて、県内の他市の状況はわかりますか。

議会事務局主事 請願6月第2号、憲法で保障された国民の生存権を守り、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願について、県内の他市の状況を報告します。同様の請願を受けている市が12市ございまして、不採択が9市、継続が3市、そのほかは、特にございません。以上の12市が受理した結果となっております。以上です。

委員長 他市の状況は、以上ですが、皆さんからの質問、御意見はありますか。

鈴木明子委員 通常国会の段階で、衆議院に回ったところで継続になっている議案でもあって、この臨時国会が、福田さんがああいうことをやらなければ、もう開かれていて審議に入っていた可能性もあるわけですが、これは、いろいろな世論の怒りの声を受けて、いろいろな手直しがされていることにも見られるように、非常に不十分な制度を国が作ってしまったということで、こういう制度をきちんと国会の場で見直しをしていくべきだということで、臨時国会の中で審議をされることを望んでいるわけですが、今、政局の状況では、ちょっとわかりませんが、やはり、地方からの声として、それを中止撤回するということで意見書を上げていきたいと思っておりますので採択していただきたいと思っております。

委員長 ほかに。御意見はありますか

永田公由委員 鈴木委員の言われることは十分理解もできますし、できればそういうことで本当はやればよいのです

けれど、ただ、国もこの制度の欠陥を認識して、いろいろな形で制度改革をしていますので、この間の政府公報に出ていましたように、低所得者に対して、相当、我々から見ると、老人保健の時代よりか、もっと厚く制度改革をしているもので、やはり、そういうところを見ていくと、この制度も発足しているし、比較的、今、メディアなどでも騒がなくなってきた段階で、また、これ採択して意見書を出すということについては、私は反対で、これは、一応、不採択ということで、特に今は、制度改革されているもので、政権が変わったらどうなるかわかりませんが、スタートしている部分については認めて、これは、申し訳ないのだけれど不採択ということで、私はお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

副委員長 われわれ、一応、前回は反対したあと採択してほしいという話なもので、今、そういういろいろ実情はわかりますが、この前も賛成答弁をしたのですが、今、政府では、すみっこにばんそこを貼ってあるもので、いくらやっても基を直さないといけないうことで、最近、健康組合の破綻もこの制度によって引き起こされている部分があると思います。65歳から74歳、前期高齢者、その負担を健康保険組合でみんな負担しているわけですが、その拠出が、現役世代で出すということでやっているのですが、今、どこの健康保険組合ももたなくて、この間も言ったとおり、13社がほとんど解散していますが、ますますこれから、この間、信毎の報道でもありましたが、どんどん進むのではないかということで、結局、政府管掌保険に入ると、また、政府の、今度は負担がふえるということで、結局、もとかから財政制度を検討しなければ、医療改革、それできないと思いますので、一応、この際、深みにはまる前にやめて、新たな制度に戻るではないかということで、小泉改革の時採択したのですが、平成6年の6月の国会で強行採択されて、それから1年もたたないうちに関係法令が整備されたわけですが、それも、一応今、言っているとおり、不十分な部分があって次から次へ改正していく状態ですので、財源問題等、踏み込んだ医療改革制度が、これから必要ではないかということで、改めて、また、そういうことで、国会で論議して新たな制度を作してほしいということで、そういうことでありますのでよろしくをお願いします。

中原輝明委員 採択ですか。

副委員長 採択です。

塩原政治委員 今、言われたけれど、企業保険の破綻と後期高齢者はちょっと違うような気がする。

副委員長 前期高齢者と後期高齢者を分けて、前期高齢者組へ健康保険組合から金を出さないといけないう。結局、後期高齢者は、分けた分がそこに入れることになる。

塩原政治委員 出ている部分が少ないのだから、それは、しょうがないと思う。ただ、自分は知っているわけではないけれど、今、始まっているいろいろな苦情も出ている、確かに。自分もいろいろな人から聞いています。だからと言って、今、ここで、いきなりこれをゼロに戻してどうのこうの、また、自治体と行政が混乱してくると思う。そういう意味では、これで、4回連続ですか。自分は、継続です。

委員長 継続という意見が出されましたが、継続審査とするかを諮ります。請願6月第2号について、継続審査することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔挙手小数〕

委員長 2人。挙手少数ですので継続審査は否決されました。審査を続行いたします。委員からの意見はありますか。

古畑秀夫委員 今、塩原委員の方から言われたのというか、いわゆる現役世代が負担する部分が4割、公費が5割、本人負担が1割ということで、結局、そういう保険をやっている社会保険というか、そういうところの組合から負担分

が取られているのですよね。その負担額が上がったもので、独自でやっていけないみたいな形で解散しているのがふえていることは事実ですけども。ですから継続でということならば言うことではないけれど。

塩原政治委員 ただ、ふえていると言っても、実際は、元々が負担が少なかったからふえただけであって、国保に比べたら非常に少ないですからね、負担は、本人の。たまたま企業が出しているから、企業とあわせているから、全体より多くて、個人の負担が多いだけで。ですから企業につく人たちは、基本的には、今まで、優遇されていたわけです、国保に比べると。そういうことを考えると、やはり、別に。

中原輝明委員 決を採ってください。

委員長 もう採決をとるしかありません。採択と不採択の二とおりの意見が出されておりますので、採決は挙手にて行います。なお、挙手をしない委員においては不採択とみなします。採択に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔挙手小数〕

委員長 3人。念のため、不採択の委員の挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

委員長 4人。そうしますと挙手少数により、当委員会の審査結果は不採択ということに決し、請願6月第2号は、不採択とすることに決しました。

陳情平成20年3月第3号 保険業法から共済制度の適用除外を求める陳情

委員長 次に、陳情3月第3号を議題といたします。これについては、他市の状況は、わかりますか。

議会事務局主事 保険業法から共済制度の適用除外を求める陳情、陳情3月第3号について他市の状況を報告いたします。同様の請願、陳情を受けている市が17市ございます。採択となった市が2市、趣旨採択となった市が3市、不採択となった市が6市、継続審査が塩尻市の1市。採択された市の中で、意見書が出ている市が3市ございます。また、その他として陳情書の写しを配布したのみのという市が5市ございます。以上です。

委員長 委員の意見を求めます。いかがでしょうか。

鈴木明子委員 私は、採択すべきだと思いますが、陳情者に名前を連ねているところを見てもそうですが、小規模だけれども加入者が協力し合って支えているというような団体であるわけで、悪徳なものを駆除するというか、そういうことの目的でいろいろなことをやっているというふうにも見られますが、そのあおりをこういう団体が食ってしまうというようなことにならないためにも、やはり、適用除外、これを認めていくべきだというふうに思いますので、採択すべきだと思います。

副委員長 私も採択の立場ですが、共済制度というのは、今まで、私たちが、みんなでお金を出し合って、そういう制度でありますので、保険というのは、また、趣旨が違うと思いますので、そういうことで採択に賛成です。

委員長 ほかに、ありませんか。

それでは、陳情3月第3号について採択という意見が出されていますが、当委員会の審査結果は、採択ということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、陳情3月第3号は、採択とすることに決しました。

意見書をどうするか。意見書を出す出さないかについては、どうしますか。

鈴木明子委員 出してください、採択したのだから。

委員長 それでは意見書を提出するということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議会事務局主事 事務局からですが、意見書を提出するということになりましたので、一つ確認をお願いしたいのですが、委員会としての意見書提出ということで、議案としてはよろしいかどうか、このあと、本会議に出す時点の提出者について確認をお願いいたします。

委員長 いかがですか。

鈴木明子委員 先ほど異議なしと出たので。

委員長 異議なしと出たので、このままで。それで、意見書を作ります。中身はお任せいただけますでしょうか。

〔「任せる」の声あり〕

委員長 ありがとうございます。

以上をもちまして、総務環境委員会に付託をされました議案全てを終了といたします。

閉会中の継続審査申し出

総務部長 閉会中の継続審査でありますけれども、閉会中も総務部、協働企画部、市民環境事業部、それぞれ重要事項を抱えておりますので、協議会等のことがございましたら、また、お願いをしておきますのでよろしく申し上げます。

委員長 閉会中の継続審査についての申し出がありました。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し入れをいたします。

理事者あいさつ

委員長 理事者からあいさつがあればお願いいたします。

副市長 きのう、それからきょう、御熱心に御審議をいただきまして、それぞれお認めいただきましてありがとうございました。今回は、決算が主でございますけれども、決算関係につきましては、昨年度の事業の反省等を含めまして、それぞれ委員の皆さんから御提言等をいただいておりますので、その辺をこれからの事業にいかしてまいりたいと思っております。この2日間、いろいろな面から御指導をいただきましたので、その辺を、それぞれの担当のところで煮詰めて、すぐできるものについては、すぐ対応させていただきますし、長期的にやるものについては、長期的にやっていきたいとそんなぐあいに考えます。ただ、いずれにしても健全財政というようなこともありましたので、その辺留意いたしまして、これからも執行してまいりますので、委員の皆さま方におかれましては、また、いろいろな面から御指導を賜りますようお願い申し上げます。御礼のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

委員長 以上をもちまして、9月定例会総務環境委員会を閉会といたします。

午後4時45分 閉会

平成20年9月17日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 中原 巳年男 印